

曾於市の災害時における各種応援協定等の締結状況について

令和8年4月1日現在

No.	締結日	締結先	協定等の名称	備 考
1	H18. 7. 1	九州電力株式会社鹿屋配電事業所	曾於市地区災害復旧に関する覚書	H29. 4. 1変更
2	H18. 10. 25	県内市町村及び消防組合	鹿児島県内消防相互応援協定	H30. 12. 20廃止 新協定締結
3	H18. 11. 24	曾於市ふるさと協議会	災害時における応急対策に関する協定	H24. 6. 7、H25. 8. 1 H30. 12. 20、R5. 6. 1 R6. 8. 1変更
4	H19. 6. 27	鹿児島県及び県内市町村	鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定	
5	H21. 4. 1	鹿児島県	鹿児島県防災行政通信設備の管理及び運用に関する委託協定	H26. 4. 1変更
6	H21. 5. 19	環霧島会議構成市町（都城市、小林市、えびの市、高原町、霧島市、湧水町）	環霧島会議防災相互応援協定	
7	H21. 10. 1	鹿児島市	救急業務応援協定書及び覚書	
8	H21. 10. 6	宮崎県都城市	定住自立圏の形成に関する協定	H23. 12. 27 H27. 1. 15変更
9	H23. 9. 20	国土交通省九州地方整備局	曾於市における大規模な災害時の応援に関する協定	
10	H23. 10. 25	鹿児島県L Pガス協会曾於支部	災害時における応急生活物資（L Pガス等）の供給に関する協定	
11	H23. 11. 1	曾於東部土地改良区	畑かん施設消防水利使用協定	
12	H27. 5. 7	曾於市内郵便局	災害時における曾於市内郵便局及び曾於市の相互協力に関する協定	H29. 8. 1変更
13	H27. 10. 19	日之出紙器工業株式会社	災害時における簡易ベッド等の調達に関する協定	
14	H27. 11. 16	一般財団法人まちづくり曾於	災害時における緊急放送に関する協定	企画課で締結
15	H27. 12. 16	南日本新聞曾於地区南日会	災害時における被害状況の情報提供に関する協定	
16	H28. 2. 8	曾於北部土地改良区	畑地かんがい施設消防水利使用協定	
17	H28. 9. 16	株式会社ゼンリン	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	
18	H28. 9. 29	NP0法人コメリ災害対策センター	災害時における物資供給に関する協定	
19	H28. 12. 19	西日本電信電話株式会社 鹿児島支店・宮崎支店	特設公衆電話の設置・利用に関する協定	
20	H28. 12. 20	鹿児島県行政書士会	大規模災害時における相談業務等の応援に関する協定	
21	H29. 12. 28	九州電力株式会社都城配電事業所	災害復旧に関する覚書	
22	H30. 11. 19	曾於地区電気工事業協同組合	災害時等における電気設備等の復旧に関する協定書	
23	R2. 2. 13	都城広域定住自立圏構成市町 （都城市・三股町・志布志市）	都城広域定住自立圏災害時相互応援協定	
24	R2. 11. 16	株式会社南日本放送	防災パートナーシップに関する協定書	
25	R2. 11. 30	大塚製菓株式会社	曾於市と大塚製菓株式会社との市民の健康維持及び増進等に関する包括連携協定書	企画課で締結
26	R2. 12. 10	ヤフー株式会社	災害に係る情報発信等に関する協定	
27	R3. 1. 8	生活協同組合コープかごしま	災害時における食糧品等物資の供給協力に関する協定書	
28	R3. 5. 17	株式会社 ナフコ	災害時における物資供給に関する協定書の締結	
29	R2. 8. 1	国土交通省 九州地方整備局 鹿児島国道事務所長	「道の駅 すえよし」の防災機能利用に関する基本協定書	商工観光課で締結
30	R3. 6. 1	一般社団法人 鹿児島県産業資源循環協会	災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書の締結	市民環境課で締結
31	R3. 6. 21	社会福祉法人 曾於市社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書の締結	
32	R3. 9. 22	三協フロンテア	災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定書	
33	R5. 2. 22	特別養護老人ホーム おおすみ苑	災害時に要配慮者を福祉避難所へ受け入れることに関する協定書	
34	R5. 2. 22	社会福祉法人 松山やっちく会 末吉まごころ園	災害時に要配慮者を福祉避難所へ受け入れることに関する協定書	
35	R5. 2. 22	社会福祉法人輪光福祉会 特別養護老人ホーム輪光無量寿園	災害時に要配慮者を福祉避難所へ受け入れることに関する協定書	
36	R5. 2. 22	社会福祉法人めぐみ会 地域密着型特別養護老人ホームそら	災害時に要配慮者を福祉避難所へ受け入れることに関する協定書	
37	R5. 2. 22	社会福祉法人 豊の里	災害時に要配慮者を福祉避難所へ受け入れることに関する協定書	
38	R5. 7. 31	株式会社 佐伯運送	災害時等における支援物資輸送及び集配拠点施設の運営に関する協定	
39	R5. 8. 4	大福コンサルタント 株式会社	災害時における応急対策に関する協定書	
40	R5. 8. 21	有限会社 内山測量設計	災害時等における無人航空機の運用に関する協定書	
41	R5. 9. 20	西日本電信電話株式会社 鹿児島支店	災害時における相互連携に関する協定書	
42	R6. 1. 25	日本生命保険相互会社 鹿児島支社	曾於市と日本生命保険相互会社との包括連携に関する協定書	企画政策課で締結
43	R6. 1. 26	住友生命保険相互会社 鹿児島支社	曾於市と住友生命保険相互会社との包括連携に関する協定書	企画政策課で締結
44	R6. 3. 6	大隅衛生企業 株式会社	災害時における仮設トイレ等の提供に関する協定書	市民環境課で締結
45	R6. 3. 6	株式会社 ニシケン	災害時における仮設トイレ等の提供に関する協定書	市民環境課で締結
46	R6. 3. 11	日本郵便株式会社 曾於市内郵便局	曾於市と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書	企画政策課で締結
47	R7. 2. 1	三光 株式会社	緊急事態発生時における廃棄物処理に関する協定書	市民環境課で締結
48	R7. 6. 24	鹿児島県環境整備事業協同組合	災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥等の収集運搬に関する協定書	
49	R7. 9. 24	株式会社 スカイウォーカー	災害時等における無人航空機を活用した支援活動に関する協定書	
50	R8. 1. 22	株式会社 アクティオ	災害時におけるレンタル機材の供給協力に関する協定	
51	R8. 2. 2	一般社団法人 日本カーシェアリング協会	災害時における被災者等の移動手段の確保に関する協定	

資料 6-2

曾於市地区災害復旧に関する覚書

曾於市（以下「甲」という）と九州電力株式会社 鹿屋配電事業所（以下「乙」という）は、災害復旧に関して次のとおり覚書を締結する。

1 目 的

甲と乙は、台風、風雪、洪水、地震、塩害等による非常災害発生時には、被災情報の収集・提供等、情報連絡を密にするとともに、ライフラインの早期復旧を目的とした倒木等の道路啓開作業など、双方の対策本部（対策部）が緊密な連携を保ち、対応にあたるものとする。

2 連絡体制

甲		乙	
曾於市 総務課（総 括）	↔	停電状況等 （情報窓口）	広報班（営業計画グループ）
TEL			TEL
FAX			FAX
曾於市 建設課（道路啓開等）		復旧 （道路啓開等）	復旧班（配電グループ）
TEL			TEL
FAX			FAX

（注）電話番号は災害時用のため関係者以外公表しない。

3 提供する情報

	曾於市 → 九 電	九 電 → 曾於市
台 風 襲 来 前	・道路状況（交通規制他）	・復旧人員の事前配置
台 風 通 過 中	・道路状況（通行止め等）	・停電状況
台 風 通 過 後 地 震 発 生 後	・道路状況（崖崩れ、道路決壊等） ・家屋等被害状況（浸水、倒壊他） ・電柱倒壊、電線断線等電力設備の被害状況 （現場員、パトロール者等で判る範囲とする）	・停電状況 ・被害状況（倒木等による復旧支障箇所） ・復旧体制 ・復旧状況
復 旧 時	・道路状況（通行止め及び道路啓開計画に関する情報）	・停電状況（適宜） ・被害状況 ・復旧見込み

(注) 情報連絡は電子メール、電話又はファックスにより行う。

4 災害発生時における復旧応援者用の施設借用

乙の被害が甚大な場合、電力復旧に必要な応援者受入れのため、乙は甲に対して下記事項について協力を依頼することができる。

(1) 駐車場および宿泊箇所としての施設の借用

- a 乙は復旧応援者の待機および宿泊箇所として一般宿泊施設を確保するが、大規模災害で多くの車両、復旧要員を動員した場合は、甲に対し施設の借用を依頼することができる。
- b 上記施設が何らかの事情により使用不能の場合は、乙は甲に対し他の適用可能な施設の借用を依頼することができる。

(2) 復旧資機材置場の借用

乙は復旧資機材置場として乙の敷地を使用するが、大規模災害で多くの復旧資機材確保が必要な場合は、甲に対し敷地の借用を依頼することができる。

(3) 復旧人員および資材運搬の確保

大規模災害により乙が復旧要員や復旧資機材（配電復旧車両含む）等の運搬もしくは電力設備巡視のためにヘリコプターを使用する場合、乙はヘリコプター発着場として甲に対し施設の使用を依頼することができる。

〔災害発生時の復旧人員の曾於市における受入れ施設一覧〕

別紙のとおり

5 道路啓開

(1) 倒木時の道路啓開

- ・ 甲が管轄する道路において、倒木等により乙の復旧に支障が生じる場合、乙は甲へ速やかに連絡し、甲により道路啓開を行う。
- ・ ただし、乙の電線等設備への掛かり木がある場合は、乙により電气的安全対策を施した上で処理する。
- ・ やむを得ず、乙にて処理する場合は、ライフライン復旧に必要最低限の処理とし、処理後の樹木は道路脇へ残置する。残置した樹木は後日甲により処理する。

(2) 電柱倒壊および電線垂れ下がり時の道路啓開

- ・ 乙の設備により甲が管轄する道路の交通支障が発生又は発生する恐れがある場合、甲は速やかに乙へ連絡し、乙により道路啓開を行う。
- ・ ただし、津波等により、大規模な被害が発生し、乙の設備が付近一帯の瓦礫と同等程度となった場合、甲は乙へ了解なく道路啓開に必要な排除をできるものとする。

6 復旧作業

(1) 電力復旧の考え方

- ・緊急かつ直接的に人命に関わる施設、国・自治体による災害復旧活動上の重要施設、経済社会の基幹的機能を有する施設への送電を優先して復旧する。

(2) 高圧（低圧）発電機車設置についての事前調整

- ・配電設備の復旧に長時間を要する場合で、甲の要請により発電機車による緊急送電の必要がある場合は、設置箇所および優先順位について甲と乙で協議する。

(3) 電力設備復旧作業の考え方

- ・災害時の復旧作業は早期送電を図るため、全て応急復旧工法とする。復旧完了後可能な限り速やかに本復旧を行う。

7 広 報

(1) 平常時の広報

- ・災害による電線断線、電柱倒壊等による公衆感電事故を未然に防止するため、災害シーズン前に甲の広報紙にPR文の掲載を依頼することができる。

(2) 災害が予想される場合又は災害発生時の広報

- ・台風が接近し災害が予想される場合は、甲の広報手段により次の広報を乙が要請することができる。
 - ・切れた電線に触ることによる感電事故の防止
 - ・電力設備の被害状況
 - ・停電の発生状況
 - ・復旧見込み等

8 施設利用に関するその他の事項

(1) 施設利用にあたっては、利用可能範囲を予め明確にし立入禁止区域には立ち入らない。

(2) 施設管理箇所の指示事項は、確実にそれを遵守する。

(3) 乙の施設利用中に乙により設備に損傷を与えた場合は、乙にて補修する。

(4) 乙が施設利用に際して、臨時電話、ファックス等必要什器類を施設内に設置する場合は事前に甲に通知し、協議するものとする。

(5) 施設利用に伴う費用については乙の負担とする。

9 協力の範囲について

- ・各項に記された甲に依頼する協力とは、甲の災害時の実情を考慮した実施可能な範囲での協力とする。

10 その他

- ・この覚書に定める事項に疑義が生じた場合は、甲・乙協議の上決定するものとする。
- ・この覚書締結後に甲乙双方の締結者に変更があっても、特段の申し入れがない限り本覚書は自動継続するものとする。
- ・この覚書の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

平成29年4月1日

甲 曾於市末吉町二之方1980

曾於市長

五位塚 剛

乙 鹿屋市札元2丁目3792-5

九州電力株式会社 鹿屋配電事業所長

堀之内 武志

〔災害発生時の復旧人員の曾於市における受入れ施設一覧〕

【待機及び宿泊箇所】

施 設 名	所 在 地	収容可能人員	電話番号
大隅総合運動公園研修館	曾於市大隅町中之内 8197	1 5 0 人	099-482-3743

【駐車場】

施 設 名	所 在 地	収容可能台数	電話番号
大隅総合運動公園駐車場	曾於市大隅町中之内 8197	3 0 0 台	なし
末吉栄楽公園駐車場	曾於市末吉町二之方 1950	1 5 0 台	なし

【復旧資機材置場】

施 設 名	所 在 地	敷地面積	電話番号
大隅総合運動公園駐車場	曾於市大隅町中之内 8197	10, 000 m ²	なし

【ヘリコプター発着場】

施 設 名	所 在 地	敷地面積	電話番号
末吉栄楽公園グラウンド	曾於市末吉町二之方 1950	16, 000 m ²	なし
大隅弥五郎伝説の里	曾於市大隅町岩川 5718-1	11, 000 m ²	なし
財部ふれあい広場	曾於市財部町北俣 10558-1	7, 300 m ²	なし

鹿児島県内消防相互応援協定の締結について

鹿児島県内の市町村及び消防の一部事務組合が平成18年10月25付けで締結した鹿児島県消防相互応援協定を廃止し、新たに以下の協定を締結する。

鹿児島県内消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、鹿児島県（以下「県」という。）内の市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）が消防の相互応援に関し、協定することについて必要な事項を定め、県内において大規模災害等が発生した場合に相互に応援を行い、もって被害を最小限に防止することを目的とする。

(ブロック区分及び代表消防本部等)

第2条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、協定を締結する市町村等の中から代表消防本部を選任するものとする。

- 2 県内を5ブロックに区分し、区分したブロックごとにそれぞれ幹事消防本部を選任するものとする。
- 3 代表消防本部及び幹事消防本部は、それぞれを代行する消防本部を選任するものとする。

(対象とする災害)

第3条 この協定において相互応援の対象とする「大規模災害等」とは、次に掲げる災害のうち大部隊又は特殊な消防隊、資機材等の応援を必要とするものをいう。

- (1) 高層建築物火災、林野火災又は危険物施設火災等で大規模なもの
- (2) 大規模な地震、火山爆発又は風水害等の自然災害
- (3) 石油コンビナート指定地域災害
- (4) 航空機事故、列車事故等で大規模なもの又は特殊な救急・救助を必要とするもの
- (5) その他前各号に掲げる災害に準ずる大規模災害

(県への通報等)

第4条 前条に規定する災害が発生した場合、応援を要請する市町村等の長（以下「要請側市町村等の長」という。）は、県に対し、災害の状況等について通報し、この協定による応援に関して必要な指導及び連絡調整を求めるものとする。

(応援隊の登録)

第5条 各市町村等は、応援が可能な消防隊、救急隊及び資機材等（以下「応援隊」という。）をあらかじめ登録しておくものとする。この場合においては2以上の市町村等が合同して1の応援隊を登録することができるものとする。

（応援要請）

第6条 この協定に基づく応援要請（以下「応援要請」という。）は、第3条に規定する大規模災害等が発生した市町村等の長が、他の市町村等の長に対し、次に掲げるいずれかの事態が生じた場合に行うものとする。

- (1) 災害の発生地を管轄する市町村等の消防力では、災害の防ぎよが著しく困難であるとき。
- (2) 災害を防ぎよするため、他の市町村等が保有する消防車両、資機材等を必要とするとき。

（応援要請の種別）

第7条 応援要請の種別は、災害の規模等により次のとおり区分するものとする。

- (1) 第1要請 隣接市町村等の間で現に締結されている相互応援協定では対応が困難な場合に、第2条第2項の規定により区分されたブロック内の市町村等に対して行う応援要請
- (2) 第2要請 第1要請における消防力では災害防ぎよが困難な場合に、第1要請に加えて他のブロックの市町村等に対して行う応援要請

（応援要請の方法）

第8条 応援要請は、原則として第1要請、第2要請の順に行うものとし、要請側市町村等の長が、第1要請についてはブロック内の幹事消防本部（以下「ブロック幹事消防本部」という。）を通じてブロック内の市町村等に対し、第2要請についてはブロック幹事消防本部を通じて代表消防本部に対し行うものとする。ただし、要請側市町村等の長が特に必要と認める場合においては、直ちに、代表消防本部を通じて第2要請を行うことができるものとする。

2 第2要請を受けた代表消防本部は、各ブロック幹事消防本部を通じて応援要請を行うものとする。

3 応援要請を行う場合は、次に掲げる事項を明確にしなければならないものとする。

- (1) 災害の種別、発生場所及び災害の状況
- (2) 応援隊の人員、車両、資機材の数量等
- (3) 応援隊の集結場所及び活動内容
- (4) 災害現場の最高指揮者の職及び氏名
- (5) 使用無線系統
- (6) その他必要な事項

4 要請側市町村等の長が応援要請を行った場合は、直ちに県及び代表消防本部に対して当該要請に係る事項について通報するものとする。

(応援隊の派遣)

第9条 応援要請を受けた市町村等の長（以下「応援側市町村等の長」という。）は応援隊を派遣するものとする。

- 2 応援側市町村等の長は、応援隊の派遣を決定した場合又はやむを得ない理由により要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに第1要請の場合にあっては、ブロック幹事消防本部を通じて要請側市町村等の長に、第2要請の場合にあっては、ブロック幹事消防本部及び代表消防本部を通じて要請側市町村等の長に通知するものとする。
- 3 応援側市町村等の長は前項の規定による通知の内容について県に通報するものとする。
- 4 代表消防本部、ブロック幹事消防本部並びにそれぞれを代行する消防本部（以下「代表消防本部等」という。）の属する応援側市町村等の長は、要請側市町村等の長と連絡が取れない場合において、その事態に照らし特に緊急を要し、前条に規定する応援要請を待ついとまがないと認められるときは、先行調査のため必要な消防隊（以下「先遣隊」という。）を派遣することができるものとする。
- 5 前項の規定により、先遣隊の派遣を決定した応援側市町村等の長は、その旨を速やかに代表消防本部等を通じて県に通報するものとする。

(応援の中断)

- 第10条 応援側市町村等の長は、応援隊を復帰させるべき特別の事情が生じた場合においては、要請側市町村等の長と協議のうえ、応援を中断することができるものとする。
- 2 先遣隊を派遣した応援側市町村等の都合により先遣隊を復帰させるべき事態が生じた場合においては、応援側市町村等の長は、その旨を速やかに代表消防本部等を通じて県に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第11条 応援隊は、法第47条の規定に基づき要請側市町村等の長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第12条 応援に要した費用は、次の各号に定めるところにより応援側市町村等又は要請側市町村等がそれぞれ負担するものとする。

(1) 応援側市町村等の負担する費用

- ア 受援地において機械器具を破損した場合の修理費
- イ 応援における隊員の諸手当及び被服等の損料
- ウ 応援隊が災害出動中に自己管内の建築物等の物件を破壊した場合の補償費
- エ 消防作業に要した消耗品及び器材の消耗費用

(2) 要請側市町村等の負担する費用

ア 応援隊が災害活動中に要請側市町村等管轄内の建築物等の物件を破壊した場合の補償費

イ 応援が長期間にわたるため必要となる場合の食糧の費用

ウ 応援隊が受援地において補給した消耗品の費用

(3) 応援側市町村等及び要請側市町村等の協議により負担する費用

ア 応援隊が災害出動中に人畜を死亡させ、又は負傷させた場合にこれらの補償に要する経費

イ 応援隊が災害活動中に人畜を死亡させ、又は負傷させた場合にこれらの補償に要する経費

ウ 協定に定めのない経費

2 応援した隊員が作業中に死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の災害補償に関する事務手続は、応援側市町村等において行うものとする。

(航空消防応援)

第13条 この協定の規定にかかわらず、航空消防の応援については、別に定める鹿児島県消防・防災ヘリコプター運航管理要綱及び鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定によるものとする。

(協定の効力)

第14条 この協定は、平成**30**年**12**月**20**日からその効力を生じるものとする。

(改廃)

第15条 この協定の改廃は、この協定を締結する市町村等（以下「協定市町村等」という。）の長の協議により行うものとする。

(委任)

第16条 この協定の実施に関し必要な事項は、協定市町村等の消防長及び消防本部を置かない村にあってはその長から委任を受けた者が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書 5 2 通を作成し、協定市町村等の長が記名押印のうえ、各自 1 通を所持するものとする。

平成 **30** 年 **12** 月 **20** 日

(以下関係市町村等の記名押印)

災害時における応急対策に関する協定書

曾於市（以下「甲」という。）と曾於市ふるさと協議会（以下「乙」という。）は、地震や風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合、又はその恐れがある場合に行う応急対策活動の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害やそのまま放置すれば直ちに災害が発生する恐れがある場合に行う応急対策活動等（以下「応急対策活動」という。）に必要な事項を定め、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

- （1）災害対策基本法（第42条）の規定により作成された曾於市地域防災計画に基づき、曾於市災害対策本部が設置された場合
- （2）その他前号と同程度で乙の協力が必要であると認めた場合

（応急対策活動の内容）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する応急対策活動は、次のとおりとする。

- （1）被害情報の収集及び甲に対する報告
- （2）連絡調整員を甲に配置すること
- （3）被災箇所からの障害物の除去及び応急復旧
- （4）消防機関等の救命及び消火活動に関すること
- （5）必要な資機材の確保に関すること
- （6）その他甲が必要と認める活動

（協力要請）

第4条 甲は、前条の応急対策活動を実施する必要があると認めるときは、乙に協力を要請することができるものとする。

- 2 乙は、前項の要請があったときは、甲に協力するものとする。

（費用負担）

第5条 第3条に規程する応急対策活動の実施に要する経費のうち、同条第1号及び同条第2号については、乙が負担し、そのほかは甲が負担するものとする。

(訓練等への参加)

第6条 甲は、その実施する防災訓練等について、乙に参加を要請することができる。

2 乙は、前項で要請があったときは、これに協力するよう努めるものとする。

(第三者等に対する損害)

第7条 乙が、応急対策活動の実施に伴い、甲又は第三者に損害を与えたときは、その責めに帰すべき理由によるものを除き、甲乙協議してその賠償を行うものとする。

(協定の効力)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙のいずれかからの申し出がないときは、本協定をさらに1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

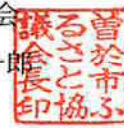
本協定の証とするため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年8月/日

甲 曾於市長 五位塚 剛



乙 曾於市ふるさと協議会
会 長 川畑 勇一郎



資料 6-5

鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1号に規定する災害が県内で発生し、被災市町村のみでは十分な応急措置を実施することができない場合に、災対法第67条第1項及び第68条第1項の規定に基づき、県及び県内市町村による応援活動を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 以下に掲げる物資等の提供及びあっせん
 - ア 食料、飲料水、生活必需品、その他必要な資機材
 - イ 被災者の救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
 - ウ 救助活動に必要な車両、船艇等
- (2) 救護及び応急措置に必要な医療職、技術職等職員の派遣
- (3) 以下に掲げる施設等の提供
 - ア 被災者の一時収容のための施設
 - イ ごみ・し尿等の処理のための施設・車両等
- (4) 前3号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第3条 応援を受けようとする市町村は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、防災行政無線、電話等により要請し、後に文書を速やかに送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援項目の種類及び内容
 - ア 第2条第1号に掲げる物資等の提供及びあっせん
物資等の品目・数量、搬入場所、搬入期間
 - イ 第2条第2号に掲げる職員の派遣
職種、人員、派遣場所、活動内容、派遣期間
 - ウ 第2条第3号アに掲げる施設等の提供
被災者数、移送方法、移送日時、収容期間
 - エ 第2条第3号イに掲げる施設・車両等の提供
依頼する処理の内容、数量、車両の必要性の有無
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援要請の順序)

第4条 応援を受けようとする市町村は、次の順序により応援を要請するものとする。

- (1) 隣接市町村に対し応援要請する。
- (2) 発生した被害の程度が隣接市町村では対応できないと考えられ、市町村を所管する県災害対策支部又は地域連絡協議会（以下「県支部等」という。）での対応が可能と考えられる場合は、

被災市町村を所管する県支部等に対し応援要請する。

- (3) 被災の状況によっては、県災害対策本部又は危機管理防災課（以下「県本部等」という。）に直接応援要請をすることができるものとする。

（県支部等の応援要請）

第5条 県支部等は、前条第2号の応援要請に基づき、自ら応援を行うとともに応援可能な管内市町村に対し応援要請を行う。

- 2 県支部等は、県支部等による応援では対応できないと考えられる場合、県本部等に対し応援要請を行い、県本部等は、自ら応援を行うとともに応援可能な県内市町村に対し応援要請を行う。

（自主応援）

第6条 被災市町村又は県支部等若しくは県本部等から応援要請がない場合においても、被害の状況に応じ、緊急の応援を行う必要を認めた市町村は、第3条による被災市町村からの応援要請を待たずに、自主的に応援を行うことができるものとする。

- 2 前項の場合において、応援を行う市町村は、応援内容をあらかじめ電話等により被災市町村に連絡するとともに、被災市町村を管轄する県支部等に対し、応援の内容を報告するものとする。

（経費の負担）

第7条 県又は市町村が第2条に基づく応援に要した経費は、原則として、応援を受けた市町村の負担とする。

- 2 応援を受けた市町村が、前項に定める経費を支弁できないやむを得ない事情があるときには、応援を行った県又は市町村は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。
- 3 第6条の自主応援に関する経費については、応援を行った市町村と被災市町村が、その都度協議する。

（情報の交換等）

第8条 市町村は、この協定に基づく相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、応援項目ごとの応援可能量など必要な情報等を相互に交換するよう努める。

（職員の公務災害補償）

第9条 応援職員が、応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合における公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めによるものとする。

（補則）

第10条 この協定に関し必要な事項については、県及び県内市町村が協議の上、別に定めるものとする。

- 2 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成19年6月27日から施行する。
- 2 この協定の締結を証するため、知事、各市町村長から委任を受けた鹿児島県市長会会長及び鹿児島県町村会会長が記名押印の上、各1通を保管し、各市町村長はその写を保管するものとする。

平成19年6月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県市長会会長 森 博幸

鹿児島県町村会会長 井上章三

資料 6-6

鹿児島県防災行政通信設備の管理及び運用に関する委託協定書

鹿児島県（以下「甲」という。）と曽於市（以下「乙」という。）は、甲が設置する鹿児島県防災行政通信設備（以下「通信設備」という。）の管理及び運用の委託について、次のとおり協定する。

（委託物件）

第1条 甲は、乙に対し、別表の通信設備の管理及び運用を委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 委託期間は、この協定書を締結した日から平成27年3月31日までとし、この期間経過前に双方異議がなければ、この期間を1年ごとに更新するものとする。

（庁舎施設の無償使用）

第3条 乙は、通信設備の設置に必要な庁舎施設を甲に無償で使用させるものとする。

（使用目的）

第4条 乙は、通信設備を鹿児島県地域防災計画に基づく災害対策事務及び一般行政事務及びこれらに附随する事務の用に供するものとする。

（管理義務）

第5条 乙は、通信設備を善良な管理者の注意をもって管理し、委託の目的に反する一切の管理処分を行うをしてはならない。

（通信設備の管理者及び運用担当者）

第6条 乙は、庁舎内に通信設備の管理者及び運用担当者を置くものとする。

- 2 通信設備管理者には、防災主管課の長の職にある者を充てるものとし、防災行政通信の運用及び通信設備の管理を行うものとする。
- 3 運用担当者には、乙の職員で、乙の管理者が指定する者を充てるものとし、防災行政通信の運用に従事するものとする。

（経費の負担）

第7条 通信設備の維持管理及び運用に関する経費の負担は次のとおりとする。

（1）乙の負担する経費

- ア 乙の都合により、通信設備の移設等、変更工事をする場合の当該工事等に係る経費
- イ 通信設備の電気使用料
- ウ 予備電源装置の燃料費
- エ 通信記録紙等消耗品代
- オ IP系設備の回線使用料

カ 衛星携帯電話の回線使用料

(2) 通常の保守点検及び修理に係る経費は、甲又は鹿児島県防災行政無線運営協議会の負担とする。

2 天災その他不可抗力による損害等の修復に要する経費の負担は、甲・乙協議して定める。

(設備の変更)

第8条 乙は、通信設備又は設置場所を変更する等の必要が生じた場合は、あらかじめ甲に協議するものとする。

(協議)

第9条 この協定について疑義を生じたとき、又はこの協定の履行について必要な事項は、甲・乙協議の上決定するものとする。

この協定を締結した証しとして、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年4月1日

甲 鹿児島県知事 伊藤祐一郎

乙 曾於市長 五位塚 剛

別 表

装 置 名	数 量
1 TVRO設備	
(1) 空中線装置 (C S アンテナ)	1 台
(2) コンバータ	1 台
(3) C S 水平・垂直偏波分波器	1 台
(4) I R D デジタル C S 通信チューナー	1 台
(5) ブースタ	1 台
2 I P 系設備	
(1) 端末専用台	1 台
ア データ受令端末	1 台
イ パトランプ	1 台
ウ 音声受令端末	1 台
(2) 無停電電源装置 (据置)	1 台
(3) V O I P ゲートウェイ	1 台
(4) ルータ	1 台
(5) 音声受令端末	1 台
(6) パトランプ	1 台
3 衛星携帯電話装置	
(1) 衛星携帯電話	1 台
(2) F A X アダプタ	1 台
(3) マルチアダプタ	1 台
(4) ハンドセット	1 台
(5) G 3 F A X (総務課・宿直室)	2 台
(6) 電話機 (総務課・宿直室)	2 台
(7) 外部アンテナ	1 台
(8) 電池パック	1 台
(9) A C アダプタ	1 台
(10) マルチアダプタ用電源アダプタ	1 台
(11) 附属電話線 (5 m)	1 本
4 予備発電機	1 台

資料 6-7

環 霧 島 会 議 防 災 相 互 応 援 協 定 書

この協定は、環霧島会議を構成する市町（以下「構成市町」という。）において大規模な災害が発生し、被災した構成市町の単独では、十分な応急対策及び復旧等が実施できないときに、円滑に構成市町間の応援を行うために、必要な事項について定めるものとする。

（災害応援市町）

第1条 災害応援市町は、構成市町とする。

（連絡窓口）

第2条 構成市町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め(別表)、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときには、速やかに必要な情報を相互に伝達するものとする。

2 構成市町の消防本部においては、構成市町に係る広域行政事務組合消防本部を加えた連絡調整会議を設置することができる。

（応援項目）

第3条 応援項目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害救援、復旧等に必要な職員の派遣
- (2) 災害救援、復旧等に必要な車両及び資機材の提供
- (3) 食料品、飲料水及び生活必需品の提供
- (4) 避難施設及び収容施設並びに住宅の提供
- (5) 被災者の救出、医療及び防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (6) 遺体の火葬のための施設の提供
- (7) ごみ及びし尿の処理のための設備及び施設の提供
- (8) ボランティア団体の受付及び活動調整
- (9) 前各号に掲げるもののほか応援のために必要な事項

（応援要請）

第4条 応援を要請しようとする被災市町は、次に掲げる事項を明らかにして電話等により応援の要請を行い、その後において速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 被害及び被害が予想される状況
- (2) 前条に掲げる応援項目の種類及び内容
- (3) 応援を希望する期間
- (4) 前3号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第5条 応援を要請された市町は、あらゆる手段を講じ、被災市町の応援に努めるものとする。

2 被災市町以外の構成市町の長は、被害の実態に照らし、特に緊急を要し、被災市町が前条に定

める応援要請ができないと判断したときは、それぞれの県の担当課と協議の上、被災市町からの応援要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。

(派遣職員の指揮)

第6条 応援を行うために派遣された市町の職員（以下「派遣職員」という。）は、被災市町の長の指揮の下に行動するものとする。

(経費負担)

第7条 応援に要した経費は、応援を受けた被災市町の負担とする。ただし、特段の事情がある場合は、当事者間の協議によるものとする。

(災害補償等)

第8条 派遣職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)に定めるところによる。

2 派遣職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた被災市町が、当該被災市町への往復経路の途中に生じたものについては応援を行う市町がその賠償の責めを負う。

(平常時の任務)

第9条 この協定に基づく応援が円滑に行われるように、構成市町は、自らの応援能力等を正確に把握するものとする。

2 前項の規定による応援能力等を相互に把握するため、年1回以上、構成市町による連絡会を開催して、応援に必要な情報の交換をするものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、構成市町が別に消防組織法（昭和22年法律第226号）の規定に基づき締結した消防相互応援等その他の協定を排除するものではない。

(補則)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、環霧島会議で協議の上定めるものとする。

(効力の発生の時期)

第12条 この協定は、平成21年5月19日から効力を生じる。

この協定の成立を証するため、本書7通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

別表 （第 2 条関係）

環霧島会議防災相互応援協定連絡窓口

市町名	所 属	住 所 電 話 ファックス
都城市	危機管理課	都城市姫城町 6 街区 21 号 TEL 0986-23-2129 FAX 0986-26-0759
高原町	総務課	高原町大字西麓 899 番地 TEL 0984-42-2111 FAX 0984-42-4623
小林市	総務課	小林市大字細野 300 番地 TEL 0984-23-0220 FAX 0984-22-4177
えびの市	総務課	えびの市大字栗下 1292 番地 TEL 0984-35-1111 FAX 0984-35-0401
湧水町	総務課	湧水町木場 222 番地 TEL 0995-74-3111 FAX 0995-74-4249
霧島市	安心安全課	霧島市国分中央 3 丁目 45 番 1 号 TEL 0995-64-0997 FAX 0995-64-0957
曾於市	総務課	曾於市末吉町二之方 1980 番地 TEL 0986-76-8801 FAX 0986-76-1122

平成 21 年 5 月 19 日

環 霧 島 会 議

宮崎県都城市姫城町 6 街区 21 号

都 城 市

代表者 市 長 長 峯 誠

宮崎県西諸県郡高原町大字西麓 899 番地

高 原 町

代表者 町 長 日 高 光 浩

宮崎県小林市大字細野 300 番地

小 林 市

代表者 市 長 堀 泰一郎

宮崎県えびの市大字栗下 1292 番地

え び の 市

代表者 市 長 宮 崎 道 公

鹿児島県始良郡湧水町木場 222 番地

湧 水 町

代表者 町 長 米 満 重 満

鹿児島県霧島市国分中央 3 丁目 45 番 1 号

霧 島 市

代表者 市 長 前 田 終 止

鹿児島県曾於市末吉町二之方 1980 番地

曾 於 市

代表者 市 長 池 田 孝

救急業務応援協定書

鹿児島市（以下「甲」という。）と曾於市（以下「乙」という。）との救急業務応援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の管轄区域内（以下「区域内」という。）に発生した救急災害について甲が乙に応援することを目的とする。

（救急業務の責任）

第2条 区域内及び鹿児島市到着までの救急業務の責任は乙が負うものとし、甲はこの協定に基づき救急活動を直接担当するものとする。

（救急出場）

第3条 甲は、区域内の救急災害について、乙から救急出場要請を受けたときは、自己管轄区域内の救急業務に支障がない限り直ちに救急隊を出場させるものとする。

（費用負担）

第4条 応援に要した費用は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 応援における隊員の諸手当及び需用費等は、乙の負担とする。
- (2) 応援に際し発生した人身及び物損事故等による補償費その他の費用の負担については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（その他）

第5条 この協定に定めない事項、有効期間、その他の協定に関し必要な事項は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記協定の証として、本書式通を作成し、甲乙それぞれ壺通を所持するものとする。

平成21年10月1日

甲 鹿児島市長 森 博 幸

乙 曾於市長 池 田 孝

鹿児島市（以下「甲」という。）と曾於市（以下「乙」という。）との救急業務応援協定に関し、次の事項を定めて覚書とする。

- 1 救急隊が出場した場合は、搬送又は不搬送の如何を問わず出場 1 回とする。
- 2 傷病者を医療機関等に搬送した場合は、当該傷病者を医療機関等に収容したときをもって出場 1 回とする。
- 3 傷病者の搬送先は、原則として乙が指定する医療機関等とする。ただし、やむを得ない事情のある場合は、救急隊の判断に委ねるものとする。
- 4 出場は、原則として救急業務応援協定書第 3 条の規定によることとし、医師により直接甲に対し出場要請のあった場合においては、甲は自己の判断によって出場するものとする。
この場合の出場については、乙の出場要請があったものとみなす。
- 5 応援に要する費用は、別表のとおりとし、その精算は上半期、下半期の 2 回とする。

平成 21 年 10 月 1 日

甲 鹿児島市長 森 博 幸

乙 曾於市長 池 田 孝

別 表

応 援 に 要 す る 費 用

時間等 \ 場 所		谷山ヘリポート を使用した場合	浜町ヘリポート を使用した場合
深夜出動 (22:00～5:00)	出場1回につき	7, 3 0 0 円	6, 6 0 0 円
その他の出動 (5:00～22:00)	出場1回につき	3, 8 0 0 円	3, 2 0 0 円
指示料 救急救命士法第 4 4 条第1項の救 急救命処置を行う 為に必要な医師の 「具体的な指示」を 受けた場合。	1 件につき	2, 6 2 5 円 患者等が心肺停止状態になった場合で、鹿 児島市の指示病院の医師から「具体的な指 示」を受けた場合。	

救急業務応援協定の覚書の一部を変更する覚書の締結

消防組織法第39条第2甲の規定に基づき、本市と県内34市町村等が締結している救急業務応援協定の覚書の一部を変更する覚書を次のとおり締結する。

本協定の覚書の一部を次のとおり変更する。

別表「応援に要する費用」を次のように変更する。

場 所 時間等		谷山ヘリポートを 使用した場合	浜町ヘリポート及 び船舶を使用した 場合	マリンポートかご しま内ヘリポート を使用した場合
深夜出勤 (22:00～5:00)	出動1回につき	12,900円	12,200円	12,100円
その他出勤 (5:00～22:00)	出動1回につき	3,800円	3,200円	3,400円
※指示料 救急救命士法 第44条第1項 の救急救命処置 をする場合に必 要な、「具体的な 指示」を受けた 場合。	1件につき	診療報酬点数表の救急救命管理料（区分番号B006） の点数に10を乗じた値の2分の1の額を基礎額とし、基 礎額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額。 （患者が心配停止状態になった場合で、鹿児島市の指示病 院医師から「具体的な指示」を受けた場合。なお、同乗の 医師が具体的な指示をした場合には不要。）		

この覚書は、締結の日から効力を生ずるものとする。

この覚書の成立を証するため、覚書2通を作成し、記名押印のうえ各1通ずつ保有するものとする。

平成27年4月17日

甲 鹿児島市長

森 博 幸

乙 曾於市長

五位 塚 剛

救急業務応援協定の覚書の一部を変更する覚書の締結

消防組織法第39条第2甲の規定に基づき、鹿児島市と曾於市が締結している救急業務応援協定の覚書の一部を変更する覚書を次のとおり締結する。

本協定の覚書の一部を次のとおり変更する。

別表「応援に要する費用」を次のように変更する。

時間等 \ 場 所		谷山ヘリポート を使用した場合	浜町ヘリポート 及び船舶を使用 した場合	マリンポートかご しま内ヘリポート を使用した場合
深夜出勤 (22:00～5:00)	出動1回につき	12,800円	12,300円	12,100円
その他出勤 (5:00～22:00)	出動1回につき	4,200円	3,600円	3,400円
※指示料 救急救命士法第 44条第1項の救 急救命処置をする 場合に必要、「具 体的な指示」を受 けた場合。	1件につき	診療報酬点数表の救急救命管理料（区分番号B006）の点数に10を乗じた値の2分の1の額を基礎額とし、基礎額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額。 （患者が心配停止状態になった場合で、鹿児島市の指示病院医師から「具体的な指示」を受けた場合。なお、同乗の医師が具体的な指示をした場合には不要。）		

この覚書は、締結の日から効力を生ずるものとする。

この覚書の成立を証するため、覚書2通を作成し、記名押印のうえ各1通ずつ保有するものとする。

平成27年5月1日

甲 鹿児島市長

森 博 幸

乙 曾於市長

五位塚 剛

定住自立圏の形成に関する協定書

都城市（以下「甲」という。）と曾於市（以下「乙」という。）とは、定住自立圏（以下「圏域」という。）の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定に基づく中心市宣言を行った甲と甲が行った当該宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し、連携して、安心して暮らせる圏域に必要な都市機能及び生活機能を確保するとともに定住を促進するための圏域を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次条に規定する政策分野において、相互に役割又は機能を定めて分担するとともに、協力及び連携を行う。

（連携する具体的事項）

第3条 甲及び乙が連携して取り組む政策分野並びにその取組の内容及び当該取組における甲及び乙の役割は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

ア 医療（広域救急医療）

(ア) 医療資源の高度化

i) 都城救急医療センター、都城健康サービスセンター及び都城市郡医師会病院（以下「救急医療拠点施設」という。）等の整備又は充実

a 取組の内容

圏域において必要な救急医療提供体制を確保するため、救急医療拠点施設等の整備又は充実を図る。

b 甲の役割

圏域において必要な救急医療提供体制を構築するため、関係機関と協力して救急医療拠点施設の整備又は充実を図る。

c 乙の役割

救急医療拠点施設と連携し、その機能を補完する施設の整備を支援する。

ii) 夜間救急診療体制等の充実

a 取組の内容

夜間救急診療体制等を維持するとともにその充実を図る。

b 甲の役割

甲の行う休日急患診療体制及び都城救急医療センターにおける夜間救急医療体制を維持するものとする。

c 乙の役割

甲の維持する休日急患診療体制及び都城救急医療センターにおける夜間救急医療体制を支援するため、受益に応じた経費を負担する。

iii) 圏域医療を担う医療従事者の確保

a 取組の内容

関係機関と連携して、圏域の救急医療体制に必要な医療従事者の確保を図る。

b 甲の役割

関係機関と連携して、救急医療拠点施設における医療従事者の確保対策に取り組むとともに、長期的な医療従事者の育成を図る。

c 乙の役割

甲の実施する医療従事者の確保対策に協力するとともに、救急医療拠点施設と連携し、その機能を補完する施設における医療従事者の確保を支援する。

iv) 圏域医療の情報化の推進

a 取組の内容

関係機関と連携して、圏域で必要となる医療機能の確保、医療連携の確立、圏域住民への医療サービスの向上に資するために医療情報の電子化及びそれに対応した医療機器の整備又は高度化を図る。

b 甲の役割

関係機関と連携して、救急医療拠点施設における医療情報の電子化及びそれに対応した医療機器の整備又は高度化による医療機関相互の医療情報連携を進める。

c 乙の役割

関係機関と協力して、甲の実施する医療情報の電子化との連携を進める。

(i) 医療連携の充実

a 取組の内容

多様化・高度化する救急医療ニーズに対応するため、救急医療拠点施設を始めとする医療機関や関係機関との連携体制を強化する。

b 甲の役割

救急医療拠点施設を核とする高度な救急医療を提供するため、関係機関とともに医療連携体制を構築する。

c 乙の役割

甲が行う医療連携体制の構築に協力する。

(ウ) 災害時の対応

a 取組の内容

関係機関と連携して、圏域内における災害や感染症等に対応する地域災害医療センター（以下「地域災害医療センター」という。）の機能を確保しつつ、相互連携を構築する。

b 甲の役割

(a) 関係機関と連携して、災害派遣医療チームの編成や感染症等への対応など、甲の区域の地域災害医療センターの機能を充実させるとともに、圏域内における災害等に備えた相互応援体制を構築する。

(b) 計画的な救急救命士の育成を行う。

c 乙の役割

(a) 関係機関と連携して、乙の区域の地域災害医療センターの機能を充実させるとともに、甲と協力して圏域内における災害等に備えた相互応援体制を構築する。

(b) 大隅曾於地区消防組合と連携して、計画的な救急救命士の育成を行う。

(エ) 圏域における搬送体制の構築

a 取組の内容

救急搬送体制を強化するとともに、圏域内における災害や感染症等の発生に対応できる搬送体制を構築する。

b 甲の役割

甲の区域における救急搬送機能を強化するとともに、乙及び大隅曾於地区消防組合と協力して圏域における搬送体制を構築する。また、緊急時の搬送機能を確保するために、救急車の適切な利用等について啓発を行う。

c 乙の役割

甲及び大隅曾於地区消防組合と連携して圏域の搬送体制を構築するとともに、救急車の適切な利用等についての啓発を行う。

イ 産業振興

(ア) 地域高規格道路「都城志布志道路」（以下「都城志布志道路」という。）を活用した産業振興

a 取組の内容

都市資源と農村資源の融合及び産業の高度化による産業振興を図る。

b 甲の役割

都城志布志道路と宮崎自動車道の結節地域に、バイオ関連産業や電子・精密関連産業の集積を目指す雇用創出ゾーンを整備し、圏域の産業振興や雇用創出を図るとともに、乙と協力した企業誘致活動に取り組む。

c 乙の役割

甲と連携して、乙の所有する既存の工業団地及び甲の整備する雇用創出ゾーンへの企業誘致活動に取り組む。

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

ア 道路等の交通インフラの整備

(ア) 都城志布志道路の開通促進とネットワークの構築

a 取組の内容

(a) 圏域の救急医療提供体制及び圏域の活性化に必要不可欠である都城志布志道路の早期完成に向けた施策を実施する。

(b) 雇用創出及び定住促進等のために都城志布志道路を有効活用できるよう、アクセス性の向上を図る。

b 甲の役割

(a) 都城志布志道路の早期完成に向けた機運醸成のため、圏域住民を対象としたシンポジウム等を、乙と連携し、実施する。

(b) 都城志布志道路へのアクセス性を高めるために必要な市道を整備する。

c 乙の役割

(a) 都城志布志道路の早期完成に向けた機運醸成のため、圏域住民を対象としたシンポジウム等を、乙と連携し、実施する。

(b) 都城志布志道路へのアクセス性を高めるための市道を整備する。

イ 圏域内外の住民との交流と観光の推進

(ア) 圏域内外の住民との交流と観光の推進

a 取組の内容

観光・交流資源をネットワーク化し、都城志布志道路を活用した圏域内での観光客の受入れ体制を整備することで、その魅力度を高め、圏域内外の住民との交流及び観光の推進を図る。

b 甲の役割

圏域共通の歴史や自然を活かした圏域内外の住民との交流及び観光並びに圏域内の体育施設を活用したスポーツ観光等の推進を図る。

c 乙の役割

乙の区域の資源を活用した観光や圏域内外の住民との交流について、甲と連携した取組を実施する。

ウ 定住促進

(ア) 雇用創出による定住促進

a 取組の内容

都城志布志道路を活用した産業の振興による定住ニーズに対応する居住エリアの創出を図る。

b 甲の役割

都城志布志道路を活かした通勤圏の形成が可能な雇用創出ゾーンの整備及び乙と連携した雇用創出活動により、圏域への移住を誘導する。

c 乙の役割

甲と連携した雇用創出活動を推進するとともに、乙の区域の自然や住みやすさを活かし、定住人口の増加に対応した居住エリアの整備を図る。

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

ア 行政人材の育成

(ア) 圏域行政マネジメント能力の強化

a 取組の内容

圏域における行政機能の相互補完による事務事業等の効率化・多様化・高度化を目指し、職員の育成を行うとともに、人事交流の実施について検討する。

b 甲の役割

乙と協議の上、研修等を主導的に企画運営するとともに、圏域内での人事交流の実施について検討する。

c 乙の役割

甲と連携して職員の育成を推進するとともに、圏域内での人事交流の実施について検討する。

イ 地域活動人材の育成及び活動支援体制の整備

(ア) 圏域協働マネジメント能力の強化

a 取組の内容

圏域内における地域の課題を解決するために新たな公共分野で活動している特定非営利法人及び地域情報を発信し地域活動の中心となっている団体等（以下「特定非営利活動法人等」という。）の活性化のため、活動人材の育成、活動支援体制及び行政との連携支援体制等の整備を行う。）

b 甲の役割

(a) 特定非営利活動法人等の地域活動団体の設立や活動を中間的な立場で支援する体制を整える。

(b) 乙と連携し、圏域内の特定非営利活動法人等の連携推進を図るとともに、特定非営利活動法人等による圏域全体での新たな公共活動の実施支援を検討する。

c 乙の役割

(a) 甲の体制作りに協力するとともに、乙の区域内の特定非営利活動法人等の情報を甲に提供する。

(b) 甲の実施する連携推進を支援し、乙の区域内における特定非営利活動法人等の情報を甲に提供する。

ウ 民間人材の育成及び推進体制の整備

(ア) 圏域民活マネジメント能力の強化

a 取組の内容

民間を活用した地域力の向上を目指すため、圏域における民間人材の育成や高度な技術などの民間資源を活用した取組を推進する。

b 甲の役割

乙と連携して、圏域全体の地域力向上のため、民間を活用した取組及びそれを支える民間の人材の育成と活用を図る。

c 乙の役割

甲の取組を支援し、民間の活用と民間人材の育成を図る。

（連携、協力及び費用負担）

第4条 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担するとともに、連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

2 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、前条に規定するもののほか、必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案して、当該費用を負担するものとする。

3 第1項の規定により必要となる手続又は人員の確保に係る負担並びに前条及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲、乙協議の上別に定めるものとする。

（規定の変更）

第5条 この協定の規定を変更しようとする場合は、甲、乙協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を得ることとする。

（協定の廃止）

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその

旨を他方に通告するものとする。

2 前項の通告は、書面により行うものとし、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の決定)

第7条 この協定の各条項の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上これを定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成21年10月6日

甲 宮崎県都城市姫城町6街区21号
都城市
代表者 市長

乙 鹿児島県曾於市末吉町二之方1980番地
曾於市
代表者 市長

定住自立圏の形成に関する変更協定書

都城市（以下「甲」という。）と曾於市（以下「乙」という。）とは、平成 21 年 10 月 6 日に締結した定住自立圏の形成に関する協定について、次のとおりその一部を変更する協定を締結する。

第 3 条第 1 項に次のように加える。

ウ 教育及び文化

（ア）公共施設の相互利用

a 取組の内容

圏域住民の文化活動やスポーツ活動の活性化等のため、図書館をはじめとする公共施設の相互利用を推進する。

b 甲の役割

図書館をはじめとする圏域の文化施設等の総合利用を推進し、甲の地域の住民に対し、総合的な利用案内等の情報提供を行う。

c 乙の役割

甲が行う圏域の文化施設等の総合利用の推進に協力するとともに、乙の地域の住民に対し、総合的な利用案内等の情報提供を行う。

（イ）圏域文化の保存・継承・発展

a 取組の内容

圏域住民がその文化・伝統芸能の価値を再認識し、誇りを持つことができるよう、文化・伝統芸能の保存、継承を進め、文化資源としての活用を推進する。

b 甲の役割

圏域住民の文化・伝統芸能の相互理解を深めるため、関連するイベント等を実施する。

c 乙の役割

甲と連携して、圏域住民の文化・伝統芸能の相互理解を深めるため、関連するイベント等を実施する。

（ウ）特色ある教育の推進

a 取組の内容

圏域の歴史・自然・文化・人材等を活用した特色ある教育を推進するとともに、質の高い教育環境を整備する。

b 甲の役割

圏域の豊富な自然・歴史・文化・人材といった地域資源や高等教育機関を活用した教育を推進するとともに、生涯学習機会の充実を図る。

c 乙の役割

甲と連携して、地域資源や高等教育機関を活用した教育を推進するとともに、生涯学習機会の充実を図る。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

平成 23 年 1 月 27 日

甲 宮崎県都城市姫城町 6 街区 21 号
都城市
代表者 市長

乙 鹿児島県曾於市末吉町二之方 1980 番地
曾於市
代表者 市長

定住自立圏の形成に関する変更協定書

都城市（以下「甲」という。）と曾於市（以下「乙」という。）とは、平成21年10月6日に締結した定住自立圏の形成に関する協定について、次のとおりその一部を変更する協定を締結する。

第3条第1項に次のように加える。

エ 防災及び消防

（エ）広域防災体制の整備と強化

a 取組の内容

圏域の防災力の向上を図るため、大規模災害発生時における広域防災体制の整備と強化を図る。

b 甲の役割

大規模災害発生時における災害備蓄品や避難施設の提供、職員の派遣など、圏域内の相互応援体制を整備する。

c 乙の役割

甲と連携し、大規模災害発生時における災害備蓄品や避難施設の提供、職員の派遣など、圏域内の相互応援体制を整備する。

第3条第2項ウを次のように改める。

ウ 定住及び移住の促進

（ア）雇用創出等による定住促進

a 取組の内容

都城志布志道路を活用した産業の復興等による振興等による定住ニーズに対応する居住エリアの創出を図る。

b 甲の役割

都城志布志道路を活用した通勤圏の形成が可能な工業団地等の整備及び乙と連携した雇用創出活動等により、圏域への定住を誘導する。

c 乙の役割

甲と連携した雇用創出活動を推進するとともに、乙の区域の自然や住みやすさを活かし、定住人口の増加に対応した居住エリアの整備を図る。

（イ）情報発信等による移住促進

a 取組の内容

圏域内における移住を促進するため、圏域全体で新たな魅力の向上を図り、受入れ体制の充実を図るとともに、圏域外にその魅力や情報を発信する。

b 甲の役割

甲の地域の魅力の向上と受入れ体制の充実を図るとともに、圏域外に向け情報を発信する。

c 乙の役割

甲と連携して、乙の地域の魅力の向上と受入れ体制の充実を図るとともに、圏域外に向け情報を発信する。

第3条第2項に次のように加える。

エ 地域公共交通

（ア）地域公共交通の維持・活性化

a 取組の内容

広域的な地域公共交通の課題について検討し、圏域をつなぐバスや鉄道路線など、住民の日常生活や経済活動に必要な公共交通の利便性の向上と運行の維持及び確保を図る。

b 甲の役割

広域的な地域公共交通の課題について検討するとともに、圏域をつなぐ公共交通の利便性の向上と運行の維持及び確保を図る。

c 乙の役割

甲と連携して、広域的な地域公共交通の課題等について検討するとともに、圏域をつなぐ公共交通サービスの維持及び確保を図る。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成27年1月15日

甲 宮崎県都城市姫城町6街区21号
都城市
代表者 市長

乙 鹿児島県曾於市末吉町二之方1980番地
曾於市
代表者 市長

資料 6-10

曾於市における大規模な災害時の応援に関する協定書

国土交通省九州地方整備局長（以下「局長」という。）と曾於市長（以下「市長」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第77条に関して、国土交通省所管施設（直轄施設を除く。以下「所管施設」という。）に大規模な災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火等による社会的な影響が大きい重大な自然災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合の応援に関する内容等を定め、もって被害の拡大を防ぎ、及び二次災害を防止することを目的として、次の条項により協定を締結する。

（応援内容）

第1条 応援内容は、次の事項の実施に係る資機材及び職員の応援に関するものとする。

- (1) 所管施設の被害状況の把握
- (2) 情報連絡網の構築
- (3) 現地情報連絡員（リエゾン）の派遣
- (4) 災害応急措置
- (5) その他必要と認められる事項

（被災状況の連絡及び現地情報連絡員の派遣）

第2条 曾於市内の所管施設に大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、九州地方整備局と曾於市は相互に連絡するものとする。なお、市長の応援要請があった場合又は局長が必要と判断した場合は、局長は、現地情報連絡員を曾於市に派遣し情報交換を行うものとする。この場合において、市長は、現地情報連絡員の活動場所を災害対策本部等に確保するものとする。

（応援の実施）

第3条 局長は、市長からの応援要請に対して、必要性について判断の上、応援を行うものとする。

（応援要請の手続）

第4条 市長は、曾於市内の所管施設に大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、九州地方整備局の応援を必要とするときは、九州地方整備局大隅河川国道事務所長又は九州地方整備局鹿児島国道事務所長に電話等により応援要請を伝え、応援内容を相互に確認した上で、別紙－1の文書にて応援要請を提出するものとする。

- 2 局長（局長からの指示を受けた九州地方整備局の職員を含む。）は、前項の応援要請を受け、応援を行うときは、市長（市長からの指示を受けた曾於市の職員を含む。）に電話等により応援する旨を伝え、速やかに別紙－2の文書により応援内容を通知する。

（応援要請の手続ができない場合の応援）

第5条 曾於市内の所管施設に大規模な災害が発生し、被災による相互の連絡不能などにより応援要請の手続が速やかにできない場合において、特に緊急を要する場合、かつ、応援要請に時間を要するときは、局長が独自の判断により応援できるものとする。この場合において、局長は、あらかじめ別紙

ー 3 の文書により応援内容を市長に通知するものとする。ただし、連絡網が寸断されている等のため、連絡を取ることが困難である場合は、事前に連絡することを要しない。

(経費の負担)

第 6 条 第 1 条に規定する応援を行った場合の経費の負担については次のとおりとする。

(1) 災害初動時に第 1 条(1)、(2)及び(3)の応援を行う場合

九州地方整備局の負担とする。なお、災害初動時とは、原則として九州地方整備局が災害等支援本部を設置している期間とする。

(2) 第 1 条(4)及び(5)の応援を行う場合

原則として曾於市の負担とするが、第 1 条(4)の応援を行う場合で、次の①～④の全てに該当するときは、原則として九州地方整備局の負担とする。

① 大規模な災害と認められる場合

② 国土交通本省が非常災害対策本部若しくは緊急災害対策本部を設置し、又は非常体制を発令している場合

③ 被害拡大又は二次災害の防止のための必要最低限の緊急対応である場合（施設復旧を含まない。）

④ 広域災害等であって、本来緊急対応を実施すべき者が明確でない場合、又は関係者間で連絡不能や連絡に時間を要する場合で、応急措置又は災害復旧事業の主体、分担等が決定されるまでの間である場合

(平常時の連絡)

第 7 条 九州地方整備局企画部防災課と曾於市総務課は、平常時から防災に関する情報や資料の交換を行い、応援の円滑な実施を図るものとする。

(その他)

第 8 条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、局長と市長とが協議して定めるものとする。

2 この協定に関する実務責任者は、九州地方整備局においては企画部防災課長、曾於市においては総務課長とする。

(運用)

第 9 条 この協定書は、平成 23 年 9 月 20 日から適用する。

平成 23 年 9 月 20 日

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 7 号

国土交通省九州地方整備局長

中 嶋 章 雅

鹿兒島県曾於市末吉町二之方 1 9 8 0 番地

曾 於 市 長

池 田 孝

文 書 番 号
平成 年 月 日

国土交通省九州地方整備局長 殿

曾 於 市 長

大規模な災害時の応援について（要請）

「曾於市における大規模な災害時の応援に関する協定書」第4条に基づき，下記のとおり応援を要請します。

- 1 期間
- 2 場所
- 3 要請内容
- 4 その他

文 書 番 号
平成 年 月 日

曾 於 市 長 殿

国土交通省九州地方整備局長

大規模な災害時の応援について（通知）

○年○月○日付け○○第○号で要請のあったことについては、「曾於市における大規模な災害時の応援に関する協定書」第４条に基づき、下記のとおり応援する旨通知します。

- 1 期間
- 2 場所
- 3 応援内容
- 4 その他

文 書 番 号
平成 年 月 日

曾 於 市 長 殿

国土交通省九州地方整備局長

大規模な災害時の応援について（通知）

「曾於市における大規模な災害時の応援に関する協定書」第５条に基づき、下記のとおり応援する旨通知します。

１ 期間

２ 場所

３ 応援内容

４ その他

災害時における応急生活物資（ＬＰガス等）の供給に関する協定書

曾於市（以下「甲」という。）と鹿児島県ＬＰガス協会曾於支部（以下「乙」という。）とは、災害時に必要な応急生活物資（ＬＰガス等）（以下「ＬＰガス等」という。）の調達及び運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第１条 甲は、次に掲げる場合において、ＬＰガス等を調達する必要があると認められるときには、乙に対し、その調達が可能なＬＰガス等の供給を要請することができる。

(1) 曾於市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（要請の方法）

第２条 第１条の要請は、災害時協力支援要請書（別紙１）をもっておこなうものとする。ただし、緊急を要する場合は電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第３条 第１条の要請に基づき、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を措置状況報告書（別紙２）により甲に提出するものとする。

（ＬＰガス等の指定）

第４条 この協定の対象となるＬＰガス等は、ＬＰガス、容器（ＬＰガスを供給するための配管等を含む。）及び燃焼器具等とし、これらの設置工事を含むものとする。

（ＬＰガス等の運搬、引渡し）

第５条 ＬＰガス等の引渡し場所及び運搬については、甲乙協議のうえ決定する。

２ 甲は引渡し場所に職員を派遣し、ＬＰガス等を確認のうえ引き取るものとする。

（費用負担）

第６条 乙が供給したＬＰガス等の費用負担は、以下のとおりとする。

(1) 臨時の避難所への供給に係る経費は、乙が負担する。

(2) 仮設住宅が建設され、入居が開始された後の経費は、入居者負担とする。

（担当者等の報告）

第７条 甲と乙は、担当者連絡先報告書（別紙３）により、この協定に係る担当者及び連絡先を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車輛の通行)

第8条 甲は、乙がL P ガス等を運搬する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるよう支援するものとする。

(補償)

第9条 この協定に基づき応急対策業務に従事した者が、当該応急対策業務に従事したことにより負傷し、若しくは死亡し、又は疾病にかかった場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによるものとする。

2 前項の規定によりがたい場合は、その他の関係法律に基づく災害補償について、甲及び当該業務を実施した乙の会員が協議するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定める。

(効力)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年10月25日

甲 鹿児島県曾於市末吉町二之方1980番地

曾於市長 池田 孝

乙 鹿児島県曾於市末吉町深川1208-3

鹿児島県L P ガス協会曾於支部

支部長 外山 俊明

畑かん施設消防水利使用協定書

畑地かんがい施設消防水利使用規程に基づき、曾於市（以下「市」という。）、曾於東部土地改良区（以下「土地改良区」という。）は、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、曾於東部地区の畑かん施設を消防水利として指定し、使用する場合の手続き及び使用方法等について定めることを目的とする。

（手続き等）

第2条 畑かん施設を消防水利に指定する場合の諸手続き等については、市・土地改良区が協議して行う。

（協定期間）

第3条 協定期間は、協定締結の日から1年間とする。

（標識の設置）

第4条 消防水利に指定した場合は必ず標識を設置する。設置については市・土地改良区が協議して行う。

（消防水利の変更等）

第5条 消防水利を変更する場合は、事前に土地改良区と協議を行う。

（承諾）

第6条 畑かん施設を消防水利に使用する場合、事前に電話等により土地改良区理事長の承諾を得なければならない。ただし緊急やむを得ない場合はその限りでない。

（使用方法）

第7条 畑かん施設からの水を消防ポンプを使用して放水を行う場合は、給水栓より一旦防火水槽又は、簡易水槽等に貯水したものをポンプ等により放水を行うものとする。
ただし給水栓より直接ホースを使用して放水を行う場合はその限りでない。

（施設の損傷）

第8条 消防水利施設の使用により施設が損傷した場合の修繕等に要する経費について、使用者の責任による場合は使用者の負担とする。

（使用料の減免）

第9条 消防水利に使用した場合の使用料については、減免措置を講ずる。

(施設の改築等)

第10条 消防水利施設の改築，追加工事等を行おうとする場合は，事前に土地改良区と協議を行う。

(その他)

第11条 この協定書に定めのない事項，又は疑義が生じた場合は，市と土地改良区が別に協議して定めるものとする。

以上を証するため，本協定書2通を作成し，市及び土地改良区は，それぞれ記名押印のうえ1通を保有する。

平成23年11月 1日

鹿児島県曾於市末吉町二之方1980番地

曾於市長 池田 孝 印

鹿児島県志布志市松山町新橋268番地

曾於東部土地改良区

副理事長 上村 環 印

災害時における曾於市内郵便局及び曾於市の相互協力に関する協定書

別表に掲げる曾於市内郵便局（以下「甲」という。）と鹿児島県曾於市（以下「乙」という。）は、曾於市内における災害発生時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、曾於市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）
- (2) 又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
- (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
- (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の収集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項（避難者情報確認シート（避難先届）（様式第1号）又は転居届の配布・回収を含む。）
- (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
- (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 甲 曾於市役所 総務課長

(2) 乙 日本郵便株式会社 末吉郵便局長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成29年8月1日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3月前までに甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に1年間延長するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

平成29年8月1日

甲 曾於市内郵便局

代 表 南財部郵便局長 山内 敏仁



乙 曾於市

代 表 曾 於 市 長 五位塚



別表

曾於市内郵便局

通番	局名	住所	電話番号
1	末吉郵便局	末吉町本町 1 - 7 - 2	0986-76-1153
2	岩川郵便局	大隅町岩川 5 6 2 8 - 7	099-482-0042
3	通山郵便局	末吉町深川 9 6 9 0	0986-76-1020
4	恒吉郵便局	大隅町恒吉 6 4 1	099-484-1042
5	財部郵便局	財部町南俣 1 7 0 - 1	0986-72-1120
6	月野郵便局	大隅町月野 7 0 8 8	099-482-1219
7	南之郷郵便局	末吉町南之郷 4 6 2 5 - 1	0986-76-1160
8	坂元郵便局	大隅町坂元 4 7 0	099-483-1042
9	大川原郵便局	財部町下財部 6 6 5 4	0986-74-2042
10	岩崎郵便局	末吉町岩崎 6 7 5 5 - 2	0986-76-1142
11	南財部郵便局	財部町南俣 5 0 8 5 - 5	0986-75-1222
12	柳迫郵便局	末吉町深川 2 5 1 5 - 1 2	0986-76-1258
13	笠木郵便局	大隅町中之内 4 8 7 2 - 4	099-482-0905
14	伊屋松郵便局	大隅町月野 8 6 9 9 - 6	099-482-0904

災害時における簡易ベッド等の調達に関する協定

曾於市（以下「甲」という。）と日之出紙器工業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時等における簡易ベッド等の調達に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、曾於市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、避難所の設営等に必要な物資の調達に関し、必要な事項を定める。

（協力の要請及び受諾）

第2条 甲は、災害時等に物資の調達が必要となった場合は、救援物資供給要請書（様式第1号）により、乙に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

3 乙は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害以外の災害等について、甲の要請があった場合は、可能な限り第2項に準じて協力を行うものとする。

（物資の種類）

第3条 前条の物資の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 段ボール製簡易ベッド
- (2) 段ボール製シート
- (3) 段ボール製間仕切り
- (4) その他乙の取扱商品

（手続等）

第4条 乙は、甲の指定する場所に物資を搬送し、納品するものとする。その際に、甲は職員をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

2 乙は、搬送終了後、速やかに救援物資供給完了報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 甲は、乙に対し、前条の規定により納品された物資の費用及び物資の運搬に要する費用について負担するものとする。

2 前項に掲げる経費の価格は、災害時の直近の価格を基準とし、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(経費の支払)

第6条 経費は、乙が甲に請求するものとし、甲は請求書を受け取ったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(平常時の協力)

第7条 平常時においても、甲が防災訓練等を実施するに当たり、乙の協力を要請した場合、乙は業務に支障を来さない範囲で参加するものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては総務課長、乙においては鹿児島工場営業第1部課長とする。

2 甲及び乙は、連絡責任者を変更したときは、速やかに相手方に通知しなければならない。

(有効期間)

第9条 この協定書の有効期間は、締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、相手方に対し文書による終了の意思表示がない場合は、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

(疑義の解決)

第10条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成27年10月19日

(甲) 鹿児島県曾於市末吉町二之方 1980 番地
曾於市長 五位塚 剛

(乙) 鹿児島県日置市伊集院町麦生田 2158 番地
日之出紙器工業株式会社
代表取締役 塩崎 巖

様式第 1 号（第 2 条関係）

平成 年 月 日

社名 日之出紙器工業株式会社
代表取締役 塩崎 巖 様

曾於市長 五位塚 剛 印

救援物資供給要請書

災害発生時におけるダンボール製品の調達に関する協定第 2 条の規定に基づき，次のとおり協力を要請します。

物資の種類	数量	搬送日時	搬送場所	備考

（曾於市連絡担当者）

所 属	
職名・氏名	
電話番号	

様式第2号（第4条関係）

平成 年 月 日

曾於市長 五位塚 剛 様

社名 日之出紙器工業株式会社

代表取締役 塩崎 巖 印

救援物資供給完了報告書

災害発生時におけるダンボール製品の調達に関する協定第4条の規定に基づき、次のとおり供給したことを報告します。

物資の種類	数量	搬送日時	搬送場所	備考

（日之出紙器工業（株）連絡担当者）

所 属	
職名・氏名	
電話番号	

災害時における緊急放送に関する協定書

災害時緊急放送の実施について、曾於市（以下「甲」という。）と一般財団法人まちづくり曾於（以下「乙」という。）との間に次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、曾於市に災害等が発生し、または発生するおそれがある場合に、災害等の情報について緊急放送を行うことにより、災害等による被害の軽減を図り、市民生活の安全確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「災害等」とは、地震、台風、大雨、大雪、大規模火災、武力攻撃事態その他の非常事態をいう。
- (2) 「災害時緊急放送」とは、前条の目的を達成するために、甲の要請に基づき乙が必要と認めるとき、甲の所有する放送設備を使用して、乙が行う他の放送に優先して行う臨時の放送（以下「緊急放送」という。）及び甲が甲の放送設備に設置する設備（以下「緊急割込装置」という。）を使用して、現在放送中の番組と切り替えて行う臨時の放送（以下「緊急割込放送」という。）をいう。

（運用）

第3条 甲は、災害時緊急放送が必要と判断したときは、乙の運営する放送局の編成権を尊重し、次の各号に定める手続き及び別に定める「緊急割込放送実施細則」に定める方法により実施するものとする。

(1) 乙の通常勤務時間内での運用

- ア 甲は、緊急放送要請書をもって緊急放送を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法をもって要請することができる。
- イ 乙は、甲からの緊急放送の要請を受けたときは、特に業務上の支障その他のやむを得ない事由のない限り、緊急放送を行うものとする。
- ウ 乙は、緊急放送の依頼が要請書によるときは、その主旨を変えずに放送するものとし、その情報発信源が甲である旨の放送をするものとする。

(2) 前号に掲げる時間以外での運用

- ア 甲は、緊急割込放送が必要と判断したときは、放送中の番組に割り込み、緊急割込放送を行うことができる。
- イ 甲は、緊急割込放送を行うときは、事前に乙に通知するものとする。ただし、やむを得ず連絡がつかない場合は、その実施日時及び内容を文書により乙に事後報告する。

2 甲は、緊急割込放送実施細則を改定した場合は、直ちに乙に報告するものとする。

(連絡責任者)

第4条 甲及び乙は、災害時緊急放送を円滑に実施するため、それぞれ連絡責任者を定めるものとし、連絡責任者を定めたときは、直ちに相手方に通知しなければならない。

(費用の負担)

第5条 甲は乙が通常勤務時間外の放送に要する費用の一部を負担する。この場合における費用の負担は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

2 災害時緊急放送の実施により、同時刻に予定していた広告放送が実施できなかったときは、乙と当該広告依頼人との間の交渉により、その解決を図るものとする。

(協定の期間)

第6条 この協定の有効期間は協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除または変更の意思表示がないときは、さらに1年間期間を延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲、乙が誠意をもって協議し、決定する。

平成27年11月16日

甲 曾於市末吉町二之方1980番地

曾於市

代表 五位塚 剛

乙 曾於市末吉町諏訪方8127番地

一般財団法人 まちづくり曾於

代表理事 吉川 益夫

災害時における被害状況の情報提供に関する協定書

曾於市（以下「甲」という。）と南日本新聞曾於地区南日会（以下「乙」という。）は、災害時における被害状況の情報提供を行うことに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、曾於市内に災害が発生した場合において、乙に所属する新聞販売所（以下「販売所」という。）が雇用する配達員（以下「配達員」という。）から新聞配達時に被害状況の情報（以下「情報」という。）を入手した際に、甲へその情報を自主的に提供することにより、被害箇所の迅速な把握及び復旧に資するため、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める被害をいう。

（提供する情報の内容）

第3条 乙が提供する情報の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 道路の被害状況
- (2) 住宅の被害状況
- (3) 民間施設（病院・福祉施設・店舗等の住宅以外の建物）の被害状況
- (4) 河川の被害状況
- (5) その他提供が必要と思われる被害状況

（情報収集及び提供方法）

第4条 配達員は、新聞配達時に情報を入手した場合は、販売所の担当者（以下「担当者」という。）にその情報を報告するものとする。

2 担当者は、前項の報告を受けた被害箇所について、住宅地図等の図面に次の各号に掲げる被害状況を記載するものとする。

- (1) 被害を受けた（受けている）場所
- (2) 被害の内容
- (3) 被害の程度
- (4) 被害による影響
- (5) その他必要な情報

3 担当者は、前項の図面を別表の情報提供先へファクシミリにて情報提供するものとする。

（強要の禁止）

第5条 前条第1項の規定は、乙に所属する販売所の通常業務として新聞配達を行った場合におい

て情報を自主的に収集及び報告するものであり、乙に情報の収集及び提供を強要してはならない。

2 甲は、その業務の勤務時間外又は配達区域外において乙に情報収集することを強要してはならない。

(責任の所在)

第6条 本協定における乙の情報提供は、自主的なものであることに鑑み、この協定において、乙の甲に対する報告漏れ及び乙の入手した情報に起因する事件、事故等について、乙はその責を一切負わない。

(経費の負担)

第7条 この協定に基づき実施した情報収集及び提供に要した経費は、甲は負担しない。

(災害補償)

第8条 配達員が情報収集の際に事故等により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は傷害の状態になった場合における災害補償は、乙の責任の上で処理することとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙両者が協議の上、決定する。

(協定の有効期間)

第10条 本協定は締結の日から施行し、甲又は乙が文書をもって終了を通告しない限り、その効力を有する。

この締結を証するために、協定書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年12月16日

甲 曾於市末吉町二之方1980番地

曾 於 市

代表者 市 長

五位塚 剛

乙 曾於市末吉町二之方6391番地

南日本新聞曾於地区南日会

会長 南日本新聞末吉販売所長

岡元 宏史郎

別 表

情報提供先一覧

1 第3条第1号及び第2号に掲げる被害状況

被害箇所の区域	情報提供先	FAX番号
末吉地区	曾於市役所本庁・建設課	0986-76-1122
大隅地区	曾於市役所大隅支所・建設水道課	099-482-4690
財部地区	曾於市役所財部支所・建設水道課	0986-72-0830

2 上記以外の被害状況

被害箇所の区域	情報提供先	FAX番号
末吉地区	曾於市役所本庁・総務課	0986-76-1122
大隅地区	曾於市役所大隅支所・地域振興課	099-482-4690
財部地区	曾於市役所財部支所・地域振興課	0986-72-0830

畑地かんがい施設消防水利使用協定書

曾於北部土地改良区畑地かんがい施設消防水利使用規程に基づき、曾於市（以下「市」という。）と曾於北部土地改良区（以下「土地改良区」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、市が曾於北部地区の畑地かんがい施設（以下「畑地かんがい施設」という。）を消防水利施設として指定し、使用する場合の手続、使用方法等について定めるものとする。

（指定の手続）

第2条 畑地かんがい施設を消防水利施設に指定する場合の手続については、市が給水栓消防水利指定申請書（様式第1号）を土地改良区に提出し、それに対し土地改良区が給水栓消防水利指定許可書（様式第2号）を交付して行うものとする。

（協定期間）

第3条 この協定の期間は、締結の日から1年間とする。ただし、市及び土地改良区で協議をし、この協定内容に変更のない場合は、これを更新することができる。

（標識の設置）

第4条 畑地かんがい施設を消防水利施設に指定した場合は、標識を設置するものとする。この場合において、当該標識の設置については、市及び土地改良区が協議して行うものとする。

（消防水利の変更等）

第5条 市が消防水利施設に指定された畑地かんがい施設（以下「畑かん施設」という。）の場所を変更する場合は、事前に土地改良区と協議するものとする。

（承諾）

第6条 市は、畑かん施設を使用するときは、事前に電話等により土地改良区理事長の承諾を得なければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

（使用方法）

第7条 畑かん施設の水を放水するときは、その水を給水栓から一旦防火水槽、簡易水槽等に貯水し、ポンプ等により放水するものとする。ただし、給水栓から直接ホースを使用して放水を行う場合は、この限りでない。

（施設の損傷）

第8条 畑かん施設が消防水利により損傷した場合は、その修繕等に要する経費については、市の

責による場合は、市が負担するものとする。

(使用料の減免)

第9条 土地改良区は、市が畑かん施設を使用した場合の使用料については、減免の措置を講じるものとする。

(施設の改築等)

第10条 市は、畑かん施設の改築，追加工事等を行おうとする場合は，事前に土地改良区と協議を行わなければならない。

(その他)

第11条 この協定書に定めのない事項について，又は疑義が生じた場合は，市及び土地改良区が協議して定めるものとする。

以上を証するため，本協定書2通を作成し，市及び土地改良区は，それぞれ記名押印のうえ1通を保有する。

平成28年2月8日

鹿児島県曾於市末吉町二之方1980番地
曾於市長 五位塚 剛 

鹿児島県曾於市財部町南俣11275番地
曾於北部土地改良区 理事長 池田 孝 

曾於北部土地改良区

理事長

様

曾於市長

給水栓消防水利指定申請書

下記の給水栓を消防水利として使用したいので、消防水利施設に指定して下さるよう申請します。

記

番号	給水栓設置場所			台帳面積	所有者	備 考
	市・大字	字	地番			
1	曾於市					
2	曾於市					
3	曾於市					
4	曾於市					
5	曾於市					
6	曾於市					
7	曾於市					
8	曾於市					
9	曾於市					
10	曾於市					
11	曾於市					
12	曾於市					
13	曾於市					
14	曾於市					
15	曾於市					

様式第 1 号の 2 （第 2 条関係）

給水栓・消防水利指定承諾書

私の下記土地の給水栓を消防法第 2 1 条に基づく消防水利施設として指定することに承諾します。

平成 年 月 日

住 所

氏 名 印

曾於北部土地改良区 理事長 様

記

土 地 の 所 在			台帳面積	備 考
市 大	字	地 番		

平成 年 月 日

曾於市長 様

曾於北部土地改良区
理事長

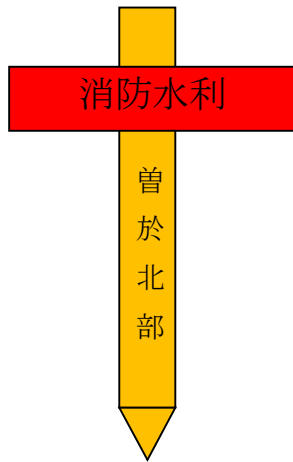
給水栓消防水利指定許可書

申請のあった下記の給水栓を消防水利施設として許可します。

記

番号	給水栓設置場所			台帳面積	所有者	備 考
	市・大字	字	地番			
1	曾於市					
2	曾於市					
3	曾於市					
4	曾於市					
5	曾於市					
6	曾於市					
7	曾於市					
8	曾於市					
9	曾於市					
10	曾於市					
11	曾於市					
12	曾於市					
13	曾於市					
14	曾於市					
15	曾於市					

曾於北部消防水利



災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

曾於市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第1号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下単に「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定 義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、曾於市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、曾於市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
 - (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
 - (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものと

する。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第1号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

- 2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
- 3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成28年 9 月16日

甲) 鹿児島県曾於市末吉町二之方1980番地 乙) 熊本県熊本市南区馬渡2丁目9番13号

曾於市

市長 五位塚 剛

株式会社ゼンリン 九州第二エリア統括
部

部長 檜垣 晋一郎

【添付別紙】

ZNET TOWN利用約款

(定 義)

第1条 本約款で次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとします。

(1) 「ID等」

本サービスを利用するための認証ID及びパスワードをいいます。

(2) 「アクセス権者」

対象機器を使用する甲の職員であり、かつ、ID等を使って本システムにアクセスする者をいいます。

(3) 「対象機器」

甲の庁内LANに接続された端末機器及び庁内業務での利用に限った端末機器をいいます。

(4) 「本サービス」

乙がアクセス権者からの要求に応じて本システムから対象機器に対して本データを送信するサービスをいいます。

(5) 「本システム」

本サービスを提供するための乙が第三者に管理・運用を委託するWWWサーバ、回線、周辺機器等の一連のシステムをいいます。

(6) 「本データ」

本サービスにおいて乙から提供される住宅地図データ、道路地図データ、別記データ、一般種アイコン、その他各種データをいいます。

(本約款の適用)

第2条 本約款は、本協定書の内容の一部を構成するものとし、本サービスを甲が利用することに関する一切に適用されるものとします。

(本サービスの内容)

第3条 乙は、本サービスの内容を任意に、甲に事前通知することなく変更することができるものとします。

(本サービスの中断・中止)

第4条 乙は、本サービスの改善などの理由により、甲に対する事前の通知なく本サービス内容の変更、追加、削除を行うことができるものとします。

2 乙は、乙の事情により本サービスを中止する場合は、甲に事前に通知するものとします。

3 乙は、甲が本約款に違反したときは、事前の催告を要することなく、本サービスの提供を中止することができるものとします。

(本データの使用許諾)

第5条 乙は、甲に対して、本データについて、以下の権利を非独占的に許諾します。

(1) 対象機器上で閲覧すること。

(2) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、対象機器にPDF形式でダウンロードし、当該ダウンロードした対象機器に保存し、当該保存した本データを甲の防災業務内で使用すること。

(3) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、前号所定の対象機器が設置された部署内における防災業務の目的において紙媒体に印刷出力すること（本号に基づき印刷出力した本データを以下「印刷地図」という。）。

(甲の遵守事項)

第6条 甲は、以下の事項を遵守するものとします。

- (1) アクセス権者に限り、乙に本データの送信を求めさせること。
- (2) ID等を、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。
- (3) 乙の指定する利用環境を確保・維持すること。
- (4) 本条第1号のために、アクセス権者の認証にあたり、その仕組み、システム等について現時点で取り得る技術的な対応等必要な措置を講ずること。
- (5) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データの一部でも複製、加工、改変、出力、抽出、転記、送信その他の使用及び利用をしないこと。
- (6) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データ（形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。）の一部でも有償無償を問わず、又は譲渡・使用許諾、送信その他いかなる方法によっても第三者に使用させないこと。
- (7) 本データを印刷出力するにあたり以下の事項を遵守すること。但し、事前に乙の許諾を得た場合はこの限りではないものとします。
 - イ) 印刷地図を第5条第3号所定の目的以外の目的で使用又は利用しないこと。
 - ロ) 乙の指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。
 - ハ) 印刷地図を製本、冊子、ファイリング等のまとめた形態又は印刷地図同士を貼り合わせた形態にして使用及び利用しないこと。
 - ニ) 印刷地図を第三者に配布しないこと。
 - ホ) 印刷地図のサイズはA3判以下とすること。
- (8) 本サービスの利用状況の記録（対象機器の台数、設置場所、アクセス権者の数等）を作成し、かつ、乙が要請した場合には、これを閲覧又はコピーさせること。

(不保証及び免責)

第7条 乙は、本サービス又は本データが完全性、正確性、非侵害等を有することを保証するものではないものとします。

2 乙は、甲の本サービスの利用に伴い、甲又は第三者が被った損害について免責されるものとします。

(権利の帰属)

第8条 本サービス及び本データに関する知的財産権は乙又は乙に権利を許諾した第三者に帰属するものとします。

(その他)

第9条 甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、本約款に基づく本サービスの利用権を他に譲渡し又は担保に供してはならないものとします。

以 上

「災害時における地図製品等の供給等に関する協定」細目

1. 趣旨

本細目は、曾於市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）が締結している「災害時における地図製品等の供給等に関する協定書」に基づき、地図の数量や提供数、連絡先について定めるものである。また必要に応じて順次修正をおこなうものとする。

2. 貸与する地図製品等の詳細

地図製品の名称	詳細	数量
住宅地図	曾於市 B4 判住宅地図（曾於市 1， 2）	各 5 冊
広域図	曾於市を包括する広域図	5 部
ZNET TOWN	曾於市 総務課 大隅支所・地域振興課 財部支所・地域振興課 利用 閲覧地区：曾於市	1 ID

3. 甲及び乙の連絡先

甲乙間の連絡は原則として、以下に記載の連絡先を窓口として行われるものとする。

甲	連絡先 1	曾於市役所 総務課	住所：鹿児島県曾於市末吉町二之方 1980 番地 電話：0986-76-8801 FAX：0986-76-1122
	連絡先 2	曾於市役所 大隅支所 地域振興課	住所：鹿児島県曾於市大隅町岩川 5629 番地 電話：099-482-5921 FAX：099-482-4690
	連絡先 3	曾於市役所 財部支所 地域振興課	住所：鹿児島県曾於市財部町南俣 11275 番地 電話：0986-72-0931 FAX：0986-72-0830
乙	連絡先 1	第一事業本部 九州第二エリア統括部 鹿児島営業所	住所：鹿児島県鹿児島市新町 3-10 ビクトワール鹿児島 1F 電話：099-223-0740 FAX：099-223-0739
	連絡先 2	第一事業本部 九州第二エリア統括部	住所：熊本県熊本市馬渡 2-9-13 エステート 1 1F 電話：096-370-1400 FAX：096-370-1401

以 上

平成 年 月 日

(株)ゼンリン 殿

曾於市長

物資供給要請書

「災害時における地図製品等の供給等に関する協定書」第3条第2項の規定に基づき、下記のとおり物資の供給を要請します。

記

品 名	数量	納 品 希望場所	納 品 希望日時	備 考

<連絡担当者>

住所

部署名

電話

FAX

平成 年 月 日

曾於市長 殿

(株)ゼンリン

物資供給報告書

「災害時における地図製品等の供給等に関する協定書」第3条第3項の規定に基づき、平成 年 月 日で要請を受けた件について、下記のとおり物資を供給したので報告します。

記

品 名	数量	納品 場所	納品 日時	備 考

<物資納入者> _____

<物資受領者> _____

災害時における物資供給に関する協定書

曾於市（以下「甲」という。）と NPO 法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第 2 条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第 3 条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第 4 条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第 5 条 第 3 条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第 6 条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。
2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第 7 条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行

うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

- 2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年9月29日

鹿児島県曾於市末吉町二之方1980番地
甲 曾於市
市長 五位 塚 剛

新潟県新潟市南区清水 4 5 0 1 番地 1
乙 NPO 法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 雄 一 郎

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート，標識ロープ， ヘルメット，防塵マスク，簡易マスク， 長靴，軍手，ゴム手袋，皮手袋， 雨具，土のう袋，ガラ袋， スコップ，ホースリール
日用品等	毛布，タオル， 割箸，使い捨て食器， ポリ袋，ホイル，ラップ， ウェットティッシュ，マスク，衛生用ポリ手袋（使い捨て） バケツ，水モップ，デッキブラシ，雑巾， 簡易ライター，使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル），生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ，木炭，木炭コンロ
電気用品等	投光器，懐中電灯，乾電池， カセットコンロ，カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

特設公衆電話の設置・利用に関する協定書

鹿児島県曽於市（以下「甲」という。）、西日本電信電話株式会社鹿児島支店（以下「乙１」という。）及び西日本電信電話株式会社宮崎支店（以下「乙２」という。）（以下乙１から乙２の総称を「乙」という。）は、災害等が発生した際に乙の提供する特設公衆電話の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 本協定書は、甲乙協力の下、避難所等に特設公衆電話を設置し、災害の発生時において、避難所等における被災者等の通信を確保することを目的とする。

（用語の定義）

第２条 本協定書に規定する「災害の発生」とは、災害発生時若しくは災害が発生するおそれがあり、甲において避難所開設を行う必要がある場合又は同様の事象の発生により社会の混乱が発生している場合をいう。

２ 本協定書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議の上で定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を設置し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第３条 甲は、本協定書に基づき、災害の発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（通信設備の管理及び破損）

第４条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管及び引込柱等）を設置し、乙が設置する屋内配線（モジュージャックを含む。以下同じ。）や保安器、引込線とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

２ 乙が設置する屋内配線、保安器及び引込線の設備が、甲の故意又は重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、乙に対する修復に係る費用の支払については、原則、甲が負担するものとする。

（設置）

第５条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報は甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙１に定める様式をもって相互に通知することとする。

（閉鎖、移転等）

第6条 甲は、特設公衆電話のための電気通信回線及び電話接続端子が設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することとする。

（定期試験の実施）

第7条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙2に定める接続試験を実施することとする。

（故障発見時の扱い）

第8条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置するための電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

（利用の開始）

第9条 特設公衆電話の利用の開始については、甲乙協議の上、乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者もしくは帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生した場合など、甲と乙連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとする。

（利用）

第10条 甲は、特設公衆電話を設置した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

（利用の終了）

第11条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

（目的外利用の禁止）

第12条 甲は、第7条に規定する定期試験及び第9条の規定により開設した場合を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は、特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した利用料は、甲が負担するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議の上で講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話のための電気通信回線及び電話接続端子の撤去を行うこととなった場合の撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

（協議事項）

第13条 本協定書に定めのない事項又は本協定書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議した上で定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

なお、甲との対応について、乙は乙1が代表して行うものとする。

平成28年12月19日

甲 鹿児島県曾於市末吉町二之方1980番地
曾於市

曾於市長 五位塚 剛

乙

乙1

鹿児島県鹿児島市松原町4番26号
西日本電信電話株式会社鹿児島支店

支 店 長 末吉 政宏

乙2

宮崎県宮崎市広島1丁目5番3号
西日本電信電話株式会社宮崎支店

支 店 長 朝長 和彦

大規模災害時における相談業務等の応援に関する協定書

曾於市（以下「甲」という。）と鹿児島県行政書士会（以下「乙」という。）は、大規模な風水害、火山災害及び地震災害等の災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合に、乙の会員が社会貢献活動の一環として実施する相談業務等の応援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害発生時における相談業務等の応援の実施に関し、甲が乙の会員に対して協力を求めるときに必要な基本的事項を定めることを目的とする。

2 乙は、この協定の締結に関し、乙の会員を代表するものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、次の各号に定めるいずれかの場合に、相談業務等の応援の必要があると認めたときは、乙に対して文書により協力を要請することができる。ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書で要請するものとする。

(1) 大規模災害が発生し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第1項の規定に基づき、曾於市災害対策本部が設置された場合

(2) 前号に定める場合のほか、大規模災害が発生するおそれがあり、甲が乙の会員の協力が必要であると認めた場合

2 乙は、前項に規定する協力要請があったときは、次条に規定する業務に従事することができる乙の会員を甲に連絡するものとする。

3 甲は、前項の規定による乙からの連絡に基づき、次条に規定する業務を実施する乙の会員を選定し、当該会員に対して業務内容の詳細を指示するものとする。

4 乙及び乙の会員は、第1項に規定する協力要請があったときは、甲に協力するものとする。

（応援の内容）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する応援の内容は、次のとおりとする。

(1) 被災者支援相談窓口の開設

(2) 被災者支援制度その他生活再建に必要な申請書類等の作成及び提出補助

(3) その他甲が必要と認める業務

（協力体制の整備）

第4条 乙は、第2条第1項に規定する協力要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ協力体制を整備し、その内容を甲に報告するものとする。

（業務の報告）

第5条 乙の会員は、第3条に規定する業務を実施した場合は、速やかに甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 第3条に規定する業務のうち、第1号及び第2号の実施に要する費用については、乙又は当該業務を実施する乙の会員が負担するものとし、第3号の実施に要する費用については、甲乙協議して定めるものとする。

(資料の提供)

第7条 甲は、乙の会員が円滑に第3条に規定する業務を行えるよう、必要に応じて、乙に地域防災計画及びハザードマップ等必要な資料を提供する。

(第三者等に対する損害)

第8条 乙の会員が第3条に規定する業務の実施に伴い、甲又は第三者に損害を与えたときは、当該業務を実施した乙の会員の責めに帰すべき事由によるものを除き、甲及び当該業務を実施した乙の会員が協議してその賠償を行うものとする。

(補償)

第9条 この協定に基づき第3条に規定する業務に従事した者が、当該業務に従事したことにより負傷、疾病、傷害、死亡等した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによるものとする。

2 前項の規定によりがたい場合は、その他の関係法令等に基づく災害補償について、甲及び当該業務を実施した乙の会員が協議するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3月前までに甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年12月20日

甲 曾於市

曾於市長 五位塚 剛

乙 鹿児島県行政書士会

会 長 鎌田 敬

災 害 復 旧 に 関 す る 覚 書

曾 於 市

九 州 電 力 株 式 会 社
都 城 配 電 事 業 所

曾於市（以下「甲」という。）と九州電力株式会社 都城配電事業所（以下「乙」という。）は、災害復旧に関して次のとおり覚書を締結する。

1 目 的

甲と乙は、台風、風雪、洪水、地震等による非常災害発生時には、被災情報の収集・提供等、情報連絡を密にするとともに、ライフラインの早期復旧を目的とした倒木等の道路啓開作業など、双方の対策本部（対策部）が緊密な連携を保ち、対応にあたることを目的とする。

2 連絡体制

甲		乙	
曾於市財部支所地域振興課総務消防係 TEL (直通) FAX		停電状況等 (情報窓口)	九州電力 都城営業所
			TEL ※ (直通)
			FAX
曾於市財部支所建設水道課土木水道係 TEL (直通) FAX	←→	復旧 (道路啓開等)	九州電力 都城配電事業所
			TEL ※ (直通)
			FAX

（注）電話番号は災害時用のため関係者以外公表しない。 ※ は非常災害対策部設置時のみ

3 提供する情報

	曾於市財部支所 → 九 電	九 電 → 曾於市財部支所
台 風 襲 来 前	・道路状況（交通規制他）	・対策部の設置状況
台 風 通 過 中	・道路状況（通行止め等）	・停電状況
台 風 通 過 後 地 震 発 生 後	・道路状況（崖崩れ、道路決壊等） ・家屋等被害状況（浸水、倒壊他） ・電柱倒壊、電線断線等電力設備の被害状況（現場員、パトロール者等で判る範囲とする）	・停電状況 ・被害状況（倒木等による復旧支障箇所） ・復旧体制 ・復旧状況
復 旧 時	・道路状況（通行止め及び道路啓開計画に関する情報）	・停電状況（適宜） ・被害状況 ・復旧見込み

（注）情報連絡は電話又はファックスにより行う。

4 災害発生時における復旧応援者用の施設借用

乙の被害が甚大な場合、電力復旧に必要な応援者受入れのため、乙は甲に対して下記事項について

て協力を依頼することができる。

(1) 駐車場および宿泊箇所としての施設の借用

- ① 乙は復旧応援者の待機および宿泊箇所として一般宿泊施設を確保するが、大規模災害で多くの車両、復旧要員を動員した場合は、甲に対し施設の借用を依頼することができる。
- ② 上記施設が何らかの事情により使用不能の場合は、乙は甲に対し他の適用可能な施設の借用を依頼することができる。

(2) 復旧資機材置場の借用

乙は復旧資機材置場として乙の敷地を使用するが、大規模災害で多くの復旧資機材確保が必要な場合は、甲に対し敷地の借用を依頼することができる。

(3) 復旧人員および資材運搬の確保

大規模災害により乙が復旧要員や復旧資機材（配電復旧車両含む）等の運搬もしくは電力設備巡視のためにヘリコプターを使用する場合、乙はヘリコプター発着場として甲に対し施設の使用を依頼することができる。

〔災害発生時の復旧人員の曾於市における受入れ施設一覧〕

【待機および宿泊箇所】

施 設 名	所 在 地	収容可能人員	電 話 番 号
財部地区体育館	曾於市財部町北俣10736番地4	130人	0986-72-0611

【駐車場】

施 設 名	所 在 地	収容可能台数	電 話 番 号
財部ふれあい広場	曾於市財部町北俣10527番地	50台	なし

【復旧資機材置場】

施 設 名	所 在 地	敷地面積	電 話 番 号
財部ふれあい広場	曾於市財部町北俣10527番地	2,100㎡	なし

【ヘリコプター発着場】

施 設 名	所 在 地	敷地面積	電 話 番 号
財部ふれあい広場	曾於市財部町北俣10558番地1	7,300㎡	なし
末吉栄楽公園グラウンド	曾於市末吉町二之方1950	16,000㎡	なし
大隅弥五郎伝説の里	曾於市大隅町岩川5718番地1	11,000㎡	なし

災害による道路・その他の被害状況等により上記の甲の施設の使用が困難な場合は、その他の甲の施設について協議・調整の上、乙は甲の施設を使用することができる。

5 道路啓開

(1) 倒木時の道路啓開

- ① 甲が管轄する道路において、倒木等により乙の復旧に支障が生じる場合、乙は甲へ速やかに連絡し、甲により道路啓開を行う。ただし、乙の電線等設備への掛かり木がある場合は、乙に

より電氣的安全対策を施した上で処理する。

- ② 前項の規定にかかわらず、やむを得ず、乙にて処理する場合は、ライフライン復旧に必要最低限の処理とし、処理後の樹木は道路脇へ残置する。残置した樹木は後日甲により処理する。

(2) 電柱倒壊および電線垂れ下がり時の道路啓開

乙の設備により甲が管轄する道路の交通支障が発生又は発生する恐れがある場合、甲は速やかに乙へ連絡し、乙により道路啓開を行う。ただし、地滑り等により、大規模な被害が発生し、乙の設備が付近一帯の瓦礫と同等程度となった場合、甲は乙へ了解なく道路啓開に必要な排除をできるものとする。

6 復旧作業

(1) 電力復旧の考え方

緊急かつ直接的に人命に関わる施設、国・自治体による災害復旧活動上の重要施設、経済社会の基幹的機能を有する施設への送電を優先して復旧する。

(2) 高圧（低圧）発電機車設置についての事前調整

配電設備の復旧に長時間を要する場合で、甲の要請により発電機車による緊急送電の必要がある場合は、設置箇所および優先順位について甲と乙で協議する。

(3) 電力設備復旧作業の考え方

災害時の復旧作業は早期送電を図るため、全て応急復旧工法とする。復旧完了後可能な限り速やかに本復旧を行う。

7 広 報

(1) 平常時の広報

災害による電線断線、電柱倒壊等による公衆感電事故を未然に防止するため、災害シーズン前に甲の広報紙にPR文の掲載を依頼することができる。

(2) 災害が予想される場合又は災害発生時の広報

台風が接近し災害が予想される場合は、甲の広報手段により次の広報を乙が要請することができる。

- ① 切れた電線を触ることによる感電事故の防止
- ② 電力設備の被害状況
- ③ 停電の発生状況
- ④ 復旧見込み等

8 施設利用に関するその他の事項

- (1) 施設利用にあたっては、利用可能範囲を予め明確にし、立入禁止区域には立ち入らない。
- (2) 施設管理箇所の指示事項は、確実にそれを遵守する。

- (3) 乙の施設利用中に乙により設備に損傷を与えた場合は、乙にて補修する。
- (4) 乙が施設利用に際して、臨時電話、ファックス等必要什器類を施設内に設置する場合は事前に甲に通知し、協議するものとする。
- (5) 施設利用に伴う費用については乙の負担とする。

9 協力の範囲について

各項に記された甲に依頼する協力とは、甲の災害時の実情を考慮した実施可能な範囲での協力とする。

10 その他

この覚書に定める事項に疑義が生じた場合は、甲・乙協議の上決定するものとする。また、この覚書締結後に甲乙双方の締結者に変更があっても、特段の申し入れがない限り本覚書は自動継続するものとする。

この覚書の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

平成29年12月28日

甲 曾於市末吉町二之方1980番地

曾於市長 五位塚 剛

乙 都城市姫城町33街区5号

九州電力株式会社 都城配電事業所長
中川 智之

災害時等における電気設備等の復旧に関する協定書

鹿児島県曾於市

曾於地区電気工事業協同組合

災害時等における電気設備等の復旧に関する協定書

曾於市（以下「甲」という。）と曾於地区電気工事業協同組合鹿児島県電設保守センター曾於支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害発生時又は発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、市民生活の早期安定を図るため、電気設備等の復旧活動等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の市域内において災害等が発生した場合に、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続を定め、災害応急対策及び災害復興対策を迅速かつ円滑に実施できるよう必要な事項を定めることを目的とする。

（支援協力の内容）

第2条 甲は乙に対し、次の事項について支援協力を要請することができる。

- (1) 公共施設等の電気設備等の復旧活動に関すること。
- (2) 市内における電気に係る事故防止に関すること。
- (3) 活動中に二次災害等を発見した場合における関係機関への通報に関すること。
- (4) 前号の規定の通報により、関係機関からの指示に従うこと。
- (5) その他、災害発生時における復旧に関すること。

（支援協力要請の方法）

第3条 甲は乙に対し、前条に定める支援協力を受けようとする場合には、支援要請書（様式第1）により次の事項を明らかにして要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等で要請し、その後速やかに支援要請書を提出するものとする。

- (1) 支援協力の種類
- (2) 支援協力の具体的な内容、施設名及び場所等
- (3) 支援協力を希望する期間

（支援協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から支援要請を受けたときは、直ちに支援を実施するものとする。ただし、特別な事情により直ちに支援ができない場合は、その旨を電話等により連絡するものとし、その後の支援協力の実施の可否について甲乙協議の上、決定する。

（引渡し等）

第5条 乙は、甲の要請による電気設備等が復旧した場合には、直ちに甲に災害復旧業務完了報告書（様式第2）により報告し、相互に作業内容を確認し、甲に引き渡すものとする。ただし、緊急を要する場合は、その旨を電話等により報告し、その後速やかに災害復旧業務完了報告書を提出するものとする。

（復旧実施マニュアルの提示）

第6条 乙は、甲の要請に対応するために、災害復旧のための実施マニュアルを作成し、甲に提示するものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が、甲の要請により支援協力に要した人件費や資材等の費用は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲と乙が協議の上決定し、甲が負担するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、この有効期間満了30日前までに、甲又は乙いずれかが協定の解除又は変更の申し出をしない限り、1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年11月19日

甲 鹿児島県曾於市末吉町二之方1980番地
曾於市
市 長 五位塚 剛 

乙 鹿児島県志布志市志布志町志布志1501番地
曾於地区電気工事業協同組合
鹿児島県電設保守センター曾於支部
理事長 楠見 重忠 

様式第1（第3条関係）

年 月 日

曾於地区電気工事業協同組合
理事長 様
(FAX 099-473-0151)

曾於市長

支援要請書

災害時等における電気設備等の復旧に関する協定書第3条の規定に基づき、下記のとおり要請いたします。

記

1 支援協力の種類

- ☐ 電気設備等の被害復旧
- ☐ その他 (_____)

2 支援協力の具体的な内容、施設名及び場所（住所）等

- ☐ 公共施設の電気設備等の被害復旧
- ☐ 防災拠点施設の電気設備等の被害復旧
- ☐ その他の施設の電気設備等の被害復旧

施設名 : _____

場所（住所） : _____

施設管理者名 : 職名 _____ 氏名 _____

電話番号 : _____ — _____

3 支援協力を希望する期間

年 月 日 () から 年 月 日まで

様式第2（第5条関係）

年 月 日

曾於市長 様

曾於地区電気工事業協同組合
理事長

災 害 復 旧 業 務 完 了 報 告 書

災害復旧業務が完了しましたので、災害時等における電気設備等の復旧に関する協
定書第5条の規定により報告いたします。

記

要 請 年 月 日	年 月 日 ()	
復 旧 施 設 名		
場 所 (住 所)		
業 務 完 了 年 月 日	年 月 日 ()	
施設担当責任者名		
作 業 内 容		
作 業 実 施 業 者 名	会 社 名	
	担当者名	
	電話番号	



都城広域定住自立圏災害時相互応援協定



都	城	市
三	股	町
曾	於	市
志	布	志



都城広域定住自立圏災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 都城広域定住自立圏を形成する都城市、三股町、曾於市、志布志市（以下「構成市町」という。）において災害等が発生し、被災市町独自では十分な応急措置が実施できない場合、相互連携と協力の下、被災した自治体の応急対策及び復旧対策を応援するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、災害とは、災害対策基本法第2条第1号に定める災害をいう。

(応援項目)

第3条 応援項目は、次に掲げるとおりとする。

(1) 物資等の提供及び人員の派遣

ア食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供

イ被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

ウ情報収集及び救援・救護活動に必要な車両等の提供

エ救助、応急復旧等に必要な人員の派遣

(2) その他応援のため必要な事項

(応援の要請)

第4条 被災市町の長は、応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにして、口頭により行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

(1) 被害及び被害が予想される状況

(2) 前条に掲げる応援項目の種類及び内容

(3) 応援を希望する期間

(4) その他必要な事項

(応援の自主出動)

第5条 災害等の発生により、被災市町との連絡が取れない場合で、緊急に応援出動をすることが必要であると認められるときは、他の市町は自主的な判断に基づき必要な応援を行う。

(連絡窓口)

第6条 市町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときには、速やかに必要な情報を相互に伝達するものとする。

(経費負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として、第4条の規定による応援の要請をした市町の負担とする。ただし、第5条の規定による応援に要した経費の負担は、当事者間の協議によるものとする。

(平常時からの取組)

第8条 構成市町は、災害等の発生時における相互応援を円滑に行うため、平常時から連携して、次に掲げる取組を推進する。

- (1) 応援受入体制の整備
- (2) 通信体制の整備
- (3) 情報の共有
- (4) 訓練の実施
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に必要と認められる事項

(他の協定との関係)

第9条 この協定は、構成市町が別に消防組織法の規定に基づき締結した消防相互応援協定等その他の協定を排除するものではない。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、構成市町が協議して定めるものとする。

(効力発生の時期)

第11条 この協定は、締結の日から効力を生じる。

令和2年2月13日

宮崎県 永都市 城長

宮崎縣北
諸縣郡三
股町長印

島於印
兒曾長
鹿鼎市

鹿兒島市志布志之印

防災パートナーシップに関する協定書

曾於市（以下「甲」という。）と株式会社南日本放送（以下「乙」という。）は、自然災害による被害の軽減に連携して取り組むため、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が連携して自然災害の被害を軽減するための防災情報の発信並びに防災活動に取り組むことにより、住民の安全の確保に寄与することを目的とする。

（緊急時の放送の要請）

第2条 甲は、避難勧告や避難指示等、住民への情報伝達が急を要すると判断した場合、電話または電子メール、ファクス等により、テレビやラジオによる防災情報の放送を乙に直接要請することができる。乙は甲から要請を受けた際は、当該情報のテレビ・ラジオでの速やかな放送に努める。

（データ放送およびアプリによる災害時の情報発信）

第3条 甲は、乙のテレビのデータ放送を通じて、行政情報を発信できる。災害時または災害が発生する恐れのある場合、甲はこのデータ放送に防災情報を送信できる。乙は、甲の送信した防災情報をデータ放送で放送するほか、乙のテレビおよびラジオ、ならびにホームページ等での発信に努める。また、甲が発信した防災情報を乙はMBCアプリを通じて当該エリアに通知し、地域住民に対して重層的に防災情報の伝達を図る。

（平常時の連携）

第4条 甲および乙は、甲が見舞われた災害の映像や写真、画像等の提供を、防災のため使用する目的のもと、互いに相手方に要請することができる。要請があった場合、甲と乙は、提供に関する条件等を協議の上、いずれも可能な範囲でそれぞれが保有する映像や写真、画像等を相手方に提供する。

2 甲は、地域の小中高校生や住民を対象に防災に関する学習会等を開催する際、乙に協力を要請することができる。乙は学習会への講師の派遣や災害映像の提供等、可能な範囲でこれに協力する。

(連絡担当者)

第5条 甲および乙は、相互に連絡を取り合うための担当者をそれぞれ指定し、担当者の連絡先、連絡手段等を互いに確認する。

2 甲および乙は、人事異動等によりそれぞれの担当者に変更が生じた場合、速やかに相手方に通知するとともに、新しい担当者の連絡先、連絡手段等を互いに確認する。

(協定の期間)

第6条 この協定は締結の日から効力を生ずるものとし、甲または乙が相手方にこの協定の終了を通知しない限り継続する。

(協議事項)

第7条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、またはこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、対応を決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各自その1通を保管する。

令和2年11月9日

甲 鹿児島県曾於市末吉町二之方1980番地
曾於市長 五位塚 剛

乙 鹿児島県鹿児島市高麗町5番25号
株式会社南日本放送
代表取締役社長 中野寿康

曾於市と大塚製薬株式会社との市民の健康維持及び増進等に関する
包括連携協定書

曾於市(以下「甲」という。)と大塚製薬株式会社(熊本支店扱い;以下「乙」という。)とは、市民の健康維持及び増進等に関する取組みに関し、第1条に掲げる目的を推進するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が包括的な連携及び協力のもと、市民の健康維持及び増進等の取組みを推進することで、市民の福祉の向上と健康的な生活の実現を図ることを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の事項について連携及び協力し、取組むものとする。

- (1) 健康づくりや食育の推進に関すること
- (2) 熱中症及び生活習慣病の予防等に関すること
- (3) 高齢者のフレイル予防に関すること
- (4) スポーツの振興並びに青少年の育成及び教育の推進に関すること
- (5) 地域活性化につながる健康事業の推進に関すること
- (6) 災害対策に関すること
- (7) その他甲と乙が協議して連携が必要と認めること

2 前項の連携及び協力の実施時期、実施方法等具体的な事項については、甲乙協議の上別に定める。

(守秘義務)

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく取組みの検討及び実施により知り得た相手方の情報を、相手方への事前の書面による承認を得ずに第三者に開示及び漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

(期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、本協定書の有効期間満了の日の1月前までに、甲又は乙のいずれからも改廃の申入れがないときには、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(変更及び解除)

第5条 甲又は乙が、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更又は解除を行うものとする。

(反社会的勢力への対応に関する特則)

第6条 甲及び乙は相手方に対し、反社会的勢力（暴力、威力及び詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人などを含む。）と社会的に非難されるような関係を持たないことを表明し保証する。

2 甲及び乙は相手方に対し、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

- (1) 脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求
- (2) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害
- (3) その他前各号に類似する行為

3 甲と乙は、相手方が第1項の表明保証に反すると合理的に認められる場合又は相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合、当該相手方に対して何らの通知をすることなく直ちに本協定を解除することができる。

(疑義の解決)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の各条項に関して疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

以上の本協定を締結した証として、この証書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年 月 日

(甲) 鹿児島県曾於市末吉町二之方 1980
曾於市長

五位塚 岡



(乙) 熊本県熊本市中央区辛島町3-20
大塚製薬株式会社 熊本支店
支店長

石田 清



災害に係る情報発信等に関する協定

鹿児島県曾於市（以下「曾於市」という）およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、曾於市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、曾於市が曾於市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ曾於市の行政機能の低下を軽減させるため、曾於市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（本協定における取組み）

第2条 本協定における取組みの内容は次の中から、曾於市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。

- (1) ヤフーが、曾於市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、曾於市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 曾於市が、曾於市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 曾於市が、曾於市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 曾於市が、災害発生時の曾於市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 曾於市が、曾於市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) 曾於市が、曾於市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
- 2 曾於市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
- 3 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、曾於市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

(費用)

第3条 前条に基づく曾於市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

(情報の周知)

第4条 ヤフーは、曾於市から提供を受ける情報について、曾於市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

(本協定の公表)

第5条 本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、曾於市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

(本協定の期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、曾於市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、曾於市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

令和2年 / 2 月 / 0 日

曾於市：鹿児島県曾於市末吉町二之方1980番地
曾於市長 五位塚 剛



ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役 川邊 健太郎



災害時における食糧品等物資の供給協力に関する協定書

曾 於 市
生活協同組合コープかごしま

災害時における食料等物資の供給協力に関する協定書

曾於市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープかごしま（以下「乙」という。）とは、曾於市内において地震、風水害等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における食糧等物資の供給に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、災害時に甲と乙とが相互に協力して食糧等の物資の安定供給を行うことにより、市民生活の安定を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において食糧等の物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する当該物資の供給について協力を要請することができる。

（協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有物資の優先供給及び運搬に対する協力を行うよう積極的に努めるものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資は、食糧品、日用品等とし、乙が保有する物資とする。

（要請手続等）

第5条 第2条の要請は、災害時における食糧等物資の供給協力要請書（別紙様式。以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（物資の運搬）

第6条 乙は、第2条の要請に基づき、乙の供給できる範囲内で乙の事業所において甲に引き渡すものとする。ただし、乙による輸送が可能なときは、甲の指定する場所へ物資を運搬するものとする。

（費用負担）

第7条 乙の物資の供給及び運搬の前（緊急を要する場合にあっては、物資の供給及び運搬終了後）に災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（請求及び支払）

第8条 乙は、物資の引渡し又は納入が完了したときには、前条の価格による物資の代金について、明細書等を作成し、納品書を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの代金の請求があったときは、その内容を確認し、その日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。ただし、代金の支払いに予算上の措置を必要とする場合はこの限りではない。

(報告)

第9条 甲は、乙が保有する食糧等の物資の在庫品目、数量等について報告を求めることができる。

2 甲乙は、この協定書に係る担当者及び連絡先を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(補償)

第10条 この協定書に基づき業務に従事した者が当該業務に従事したことにより負傷し、若しくは死亡し、又は疾病にかかった場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによるものとする。

2 前項の規定による災害補償が困難な場合は、その他の関係法律の基づく災害補償について、甲乙協議するものとする。

(その他必要な支援)

第11条 この協定書に定める事項のほか、生活物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(協議)

第12条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定書の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに、甲又は乙から文書によるこの協定書終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年1月8日

甲 曾於市末吉町二之方1980番地

曾於市長

乙 鹿児島市広木一丁目1番1号
生活協同組合コープかごしま

理事長

別表（第４条関係）

災害時における緊急対応可能な物資（案）

段階 想定	第１段階 ライフラインストップ	第２段階 電気復旧	第３段階 水道復旧
期間	災害当日～３日	４日～６日	７日～
品名	水・飲料 ＊ 菓子パン ＊ 牛乳（ＬＬ） ＊ 果物（バナナ） ＊ ｵﾛﾁｵ食品（ごはん） ＊ 缶詰（ｲｰｼﾞｰｵｰﾌﾟﾝ） 電池 懐中電灯 バケツ 軍手 ガムテープ 濡れティッシュ トイレットペーパー 粉ミルク ほ乳びん 紙おむつ 卓上ガスコンロ なべ	水・飲料 調理パン・弁当 牛乳（ＬＬ） 切り餅 ｵﾛﾁｵ食品（ごはん） 缶詰（ｲｰｼﾞｰｵｰﾌﾟﾝ） インスタントラーメン 粉ミルク ほ乳びん 紙オムツ なべ 濡れティッシュ 生理用品 下着・靴下 タオル 刃物 紙コップ・紙皿 トイレットペーパー	米 食パン めん類 バター・ジャム 肉・魚 野菜 果物 ｵﾛﾁｵ食品（おかず類） インスタントラーメン 緑茶・コーヒー・紅茶 トイレットペーパー 洗濯・洗面用具 なべ 裁縫キット 下着・靴下 文房具 シューズ 布団 マスク
夏	蚊取り線香		
冬	使い捨てカイロ 毛布		

- （１） 応急生活物資はおおむね上記の段階、期間ごとの品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて調達する。
- （２） 品目は上記のほか、甲乙協議の上、その都度指定できるものとする。
- ※ ＊＝災害直後、最優先に調達すべき品目

別紙様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

生活協同組合コープかごしま
理事長 松 蘭 孝 夫 様

曾於市長 五位塚 剛

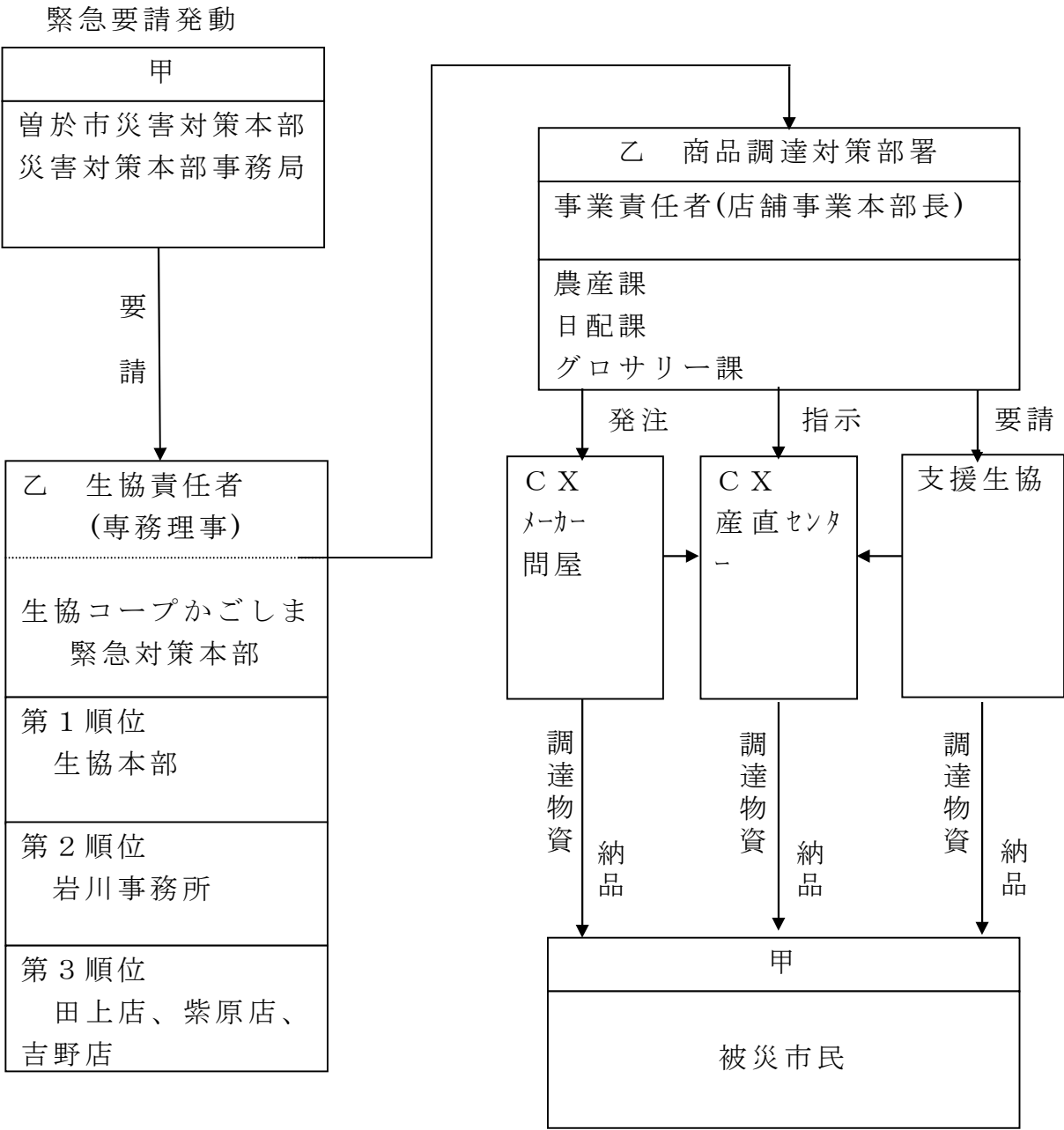
災害時における食糧等物資の供給協力要請書

「災害時における食糧等物資の供給協力に関する協定書」に基づき、以下のとおり物資の供給協力を要請します。

品 目	規格・単位	数 量	納品場所	備 考

1 災害時応急生活物資供給等の要請経路(案)

■要請の宛名は、曾於市から「生協コープかごしま理事長」への要請になります。



〈受信責任者〉総務部BCP担当 川路広一 099-286-1111
総務部BCP担当 宮原至誠 同

災害時における物資供給に関する協定

曾於市（以下「甲」という。）と株式会社ナフコ（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における救援物資の調達などに関する甲の計画に対する乙の協力について必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲は、次の各号に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

- (1) 曾於市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 曾於市以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県から物資の調達の斡旋を要請され、または特に必要を認めて斡旋を行うとき。

（協力）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な範囲において協力する。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 「供給要請対象物資一覧」（別紙①）に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第2条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

- 2 前項ただし書の場合にあっては、乙は、甲の意思を確認のうえ、第6条の措置を執るものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第6条 乙は、第2条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を執るとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（価格）

第7条 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲および乙が協議して定めるものとする。

（運搬および引渡し）

第8条 乙は、物資の運搬および引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

- 2 物資の搬送は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が搬送できない場合は、甲の指定する運送業者が、乙の指定する場所において物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。

- 3 甲は、前項の職員の派遣を曾於市長その他甲の指定する者に代行させることができる。この場合、甲は文書をもって委任するものとするが、緊急の場合で、文書をもって行うことができないときは、口頭で行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

のとする。

(車両の通行)

第9条 甲は乙が物資を運搬および供給する際は、乙および乙の業務委託先の車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。

(代金の支払い)

第10条 乙は、第8条第2項の引渡し後に物資の代金(引渡し場所までの運賃を含む。以下同じ。)を甲に請求するものとし、甲は速やかに物資の代金を支払うものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては曾於市総務課防災係とし、乙においては株式会社ナフコ総務部とする。

(担当者名簿の作成)

第12条 甲および乙は、この協定の成立の日および毎年4月1日現在の事務担当者名簿(別紙②)を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(情報の交換)

第13条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(協議)

第14条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲および乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定は、締結日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

以上のとおり、協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 鹿児島県曾於市末吉町二之方 1980 番地
代表者 曾於市長 五位塚 剛 印

乙 福岡県北九州市小倉北区魚町 2 丁目 6 番 10 号
株式会社ナフコ
代表取締役 石田 卓巳 印

別紙①

供給要請対象物資一覧

分類	主な品種
作業関係	作業シート、土嚢袋、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、ガラ袋など
工具類	スコップ、つるはし、バール、ハンマー、のこぎり、鍬、チェーンソー、バケツ、電動ハンマードリル、発電機、燃料携行缶、延長コード、ホースリールなど
食料、飲料水	飲料水（ペットボトル）、水、即席めん、缶詰など
生活必需品	毛布、タオル、下着、紙オムツ（大人用・子供用）、ちり紙、ウェットティッシュ、ボディタオル、鍋、やかん、食器類、割り箸、ポリ袋、マッチ、ライター、ローソク、雑巾、使い捨てカイロ、携帯トイレ、水缶など
調理・電気用品	カセットコンロ、カセットボンベ、投光器、懐中電灯、乾電池など
暖房機器	石油ストーブ、湯たんぽ、木炭、木炭コンロなど

「道の駅 すえよし」の防災機能利用に関する基本協定書

国土交通省九州地方整備局鹿児島国道事務所（以下「甲」という。）と「道の駅 すえよし」の設置者である曾於市（以下「乙」という。）とは、「道の駅 すえよし」の防災機能の利用に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法に基づく国の防災業務計画や、曾於市の地域防災計画に定める災害応急対策等において、「道の駅 すえよし」における防災機能の円滑な相互利用について、必要な事項を定めるものとする。

（防災利用する内容）

第2条 甲及び乙は、当該「道の駅 すえよし」において、応急対策等の業務を目的とした利用（以下「防災利用」という。）が必要な場合、所有区分にかかわらず防災備蓄倉庫及び保管資材を利用することができるものとする。

ただし、甲及び乙が緊急性等の理由により、甲及び乙以外の者による防災利用が必要と判断した場合、その者の防災利用を妨げない。

（費用の負担）

第3条 甲及び乙が行う防災利用に要する費用については、自らが負担するものとする。
なお、使用した資材については、使用した者の責において速やかに補充を行うものとする。

（連絡調整）

第4条 防災備蓄倉庫及び保管資材を防災利用する場合は、甲及び乙が相互に連絡を行うものとする。

（関係者の責務）

第5条 甲及び乙は、防災利用を円滑に実施できるよう、相互に情報の提供を行うものとする。

2 甲及び乙は、防災利用を円滑に実施するために必要な施設や体制の整備等に努めるものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めがない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定は、甲及び乙が協議の上協定を廃止する場合を除いて、その効力を継続するものとする。

本協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 2年 8 月 / 日

甲 国土交通省 九州地方整備局
鹿兒島国道事務所長

鈴木



乙 曾 於 市 長

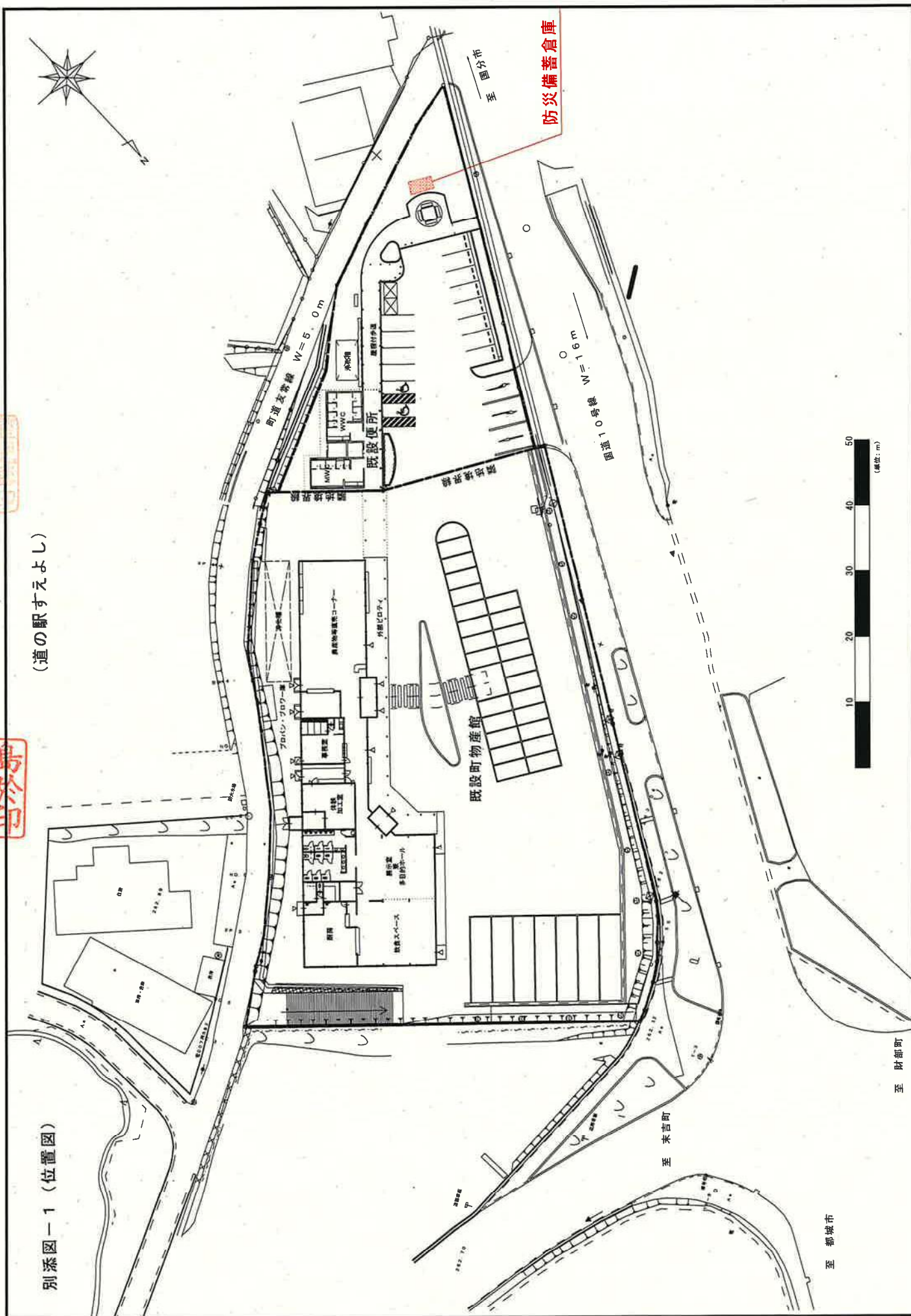
五位塚



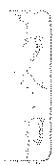


(道の駅すえよし)

別添図-1 (位置図)



災害時における廃棄物処理等 の協力に関する協定書



曾 於 市

一般社団法人鹿児島県産業資源循環協会

災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書

曾於市（以下「甲」という。）と一般社団法人鹿児島県産業資源循環協会（以下「乙」という。）は、災害の発生時における廃棄物処理等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の行政区域内（以下「管内」という。）において災害が発生した場合に、甲が乙に、災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処分（以下「処理等」という。）の協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において対象とする「災害廃棄物」は、災害によって発生する廃棄物及び被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物とする。

（協力要請）

第3条 甲は、災害廃棄物について、その処理等が特に必要と判断したときは、乙に協力を要請するものとする。

（災害廃棄物の処理等の実施）

第4条 乙は、甲から協力の要請があったときは、必要な人員、車輛、資機材を調達し、甲が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。

(2) 再利用及び再資源化に留意し、その分別に努めること。

3 乙は、前2項の規定にかかわらず、曾於市域を含む広域市町村に及ぶ大規模災害が発生した場合は、鹿児島県と乙が平成21年5月26日に締結した「災害時における廃棄物の処理等に関する協定書」第3条の要請を優先するものとする。

（情報の提供）

第5条 甲は、災害廃棄物の処理等に円滑な協力が得られるよう、管内の被災及び復旧の状況等について、乙に必要な情報提供をするものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の状況について、甲に情報提供をするものとする。

(協力要請の手続き)

第6条 甲は、協力を要請する場合は、次の事項を文書で乙に通知するものとする。ただし、文書により難しい場合は、口頭で要請し、後日、速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 対象地区名
- (2) 処理すべき災害廃棄物の種類及び量
- (3) 収集運搬車の台数等
- (4) 協力希望日時
- (5) 収集及び処分場所
- (6) その他必要な事項

(実施報告)

第7条 乙は、会員が災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の事項を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 対象地区名
- (2) 処理した災害廃棄物の種類及び量
- (3) 収集運搬車の台数等
- (4) 実施日時
- (5) 収集及び処分場所
- (6) その他必要な事項

(費用等)

第8条 第3条に規定する協力要請に基づき乙の会員が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については甲が負担するものとし、その額は乙と甲が協議して決定するものとする。

(災害補償)

第9条 乙は、乙の会員及び関係者を第6条の要請に基づく業務に従事させようとする時は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による保険に加入したものを充て、その者が当該業務に従事したことにより死亡、負傷、疾病又は障害の状態になった場合は、それを補償する。

(連絡窓口)

第10条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては曾於市市民課、乙においては一般社団法人鹿児島県産業資源循環協会事務局とする。

(協会員の状況等の報告)

第11条 乙は、この協定に基づく廃棄物の処理等が円滑に行われるよう、必要な資機材の確保可能台数等の状況について、毎年5月末までに甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に随時報告を求めることができる。

(協議)

第12条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲と乙が協議して定める。

(適用)

第13条 この協定は、令和3年6月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、双方各1通を保有する。

令和3年6月1日

甲 鹿児島県曾於市末吉町二之方1980番地

曾 於 市 長 五 位 塚 剛



乙 鹿児島県鹿児島市錦江町11番40号

一般社団法人鹿児島県産業資源循環協会

会 長 永 田 雄 一



災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

令和3年6月 21 日

曾於市・社会福祉法人曾於市社会福祉協議会

災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

曾於市（以下「甲」という。）と社会福祉法人曾於市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における、曾於市災害ボランティアセンター（以下、「センター」という。）の設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、曾於市災害時応急対応活動として行う、センターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

（センターの設置等）

第3条 甲及び乙は、センターを設置する必要があると判断したときは、甲乙協議の上、センターを設置するものとする。

（センターの設置場所）

第4条 センターの本部事務所は、乙が管理する事務所のうち支援活動を実施するために最適な場所に設置するものとする。ただし、乙が管理する事務所に最適な場所がない場合には、甲はこれに代わる場所を確保して乙に提供するものとする。

2 著しい被害を受けた地域や地理的な課題等によりセンターの分室の設置が必要であるときは、甲乙協議のうえ、前項の考えに基づき、その設置場所を確保するものとする。

（センターの運営）

第5条 乙が設置するセンターは、乙が主体となり、必要に応じて、外部からのボランティア、各社会福祉協議会、ボランティアコーディネーターのほか、地域の関係機関・団体等の協力の下、運営を行うものとする。

2 甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整について担当者を配置し、速やかに連携体制を整えるものとする。

（協力の要請）

第6条 乙は、センターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

（センターの業務）

第7条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災情報の把握
- (2) ボランティアニーズの把握
- (3) 災害ボランティアの募集、受付
- (4) 災害ボランティア活動の情報発信
- (5) センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
- (6) ボランティア活動保険の加入手続
- (7) 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
- (8) 災害ボランティア活動に必要な移動支援
- (9) 曾於市災害対策本部等との以下の情報の共有
 - ア 被災状況・避難情報
 - イ インフラ等の復旧計画・復旧情報
 - ウ ボランティアによる支援活動の状況
 - エ 特に支援を必要とする者の情報（共有の内容、範囲等は別に定める）
 - オ その他、災害ボランティア活動に必要と甲・乙が認める情報
- (Ⅱ) 関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等
- (Ⅲ) その他、センターの活動に必要な業務
(資機材等の確保)

第8条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

(費用負担)

第9条 センターの拠点設置費用等や運営に係る人件費、応援職員旅費について、法令その他別段の定めがある場合を除き、原則として甲の負担とする。

2 乙は、前項の費用の内訳について、甲の要求に応じ、その内容を説明するものとする。

(請求及び支払)

第10条 乙は、前条の規定により費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認しその費用を乙に支払うものとする。

(センターの閉鎖)

第11条 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

(損害補償)

第12条 災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

(報告)

第13条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(平常時における体制整備)

第14条 乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとし、

甲は、必要な協力を行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

3 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、防災訓練等の際に、互いに協力して災害ボランティアの養成を行うとともに、自主防災組織の育成に努めるものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の

3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年6月21日

甲 鹿児島県曾於市末吉町二之方1980番地

曾於市長 五位塚 剛



乙 鹿児島県曾於市財部町南俣504番地1

社会福祉法人曾於市社会福祉協議会

会長 市吉 幸二



災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定書

曾於市（以下「甲」という。）と三協フロンテア株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、曾於市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市民生活の早期安定を図るため、救援物資の供給に関し必要な事項を定めるものとする。

（供給物資）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、ユニットハウス等（仮設事務所、仮設トイレ等）の乙が取扱い可能な物資とするものとする。

（要請の方法）

第3条 甲は物資（ユニットハウス等）供給要請書（様式第1号）により、乙に対して要請手続きを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し後日物資（ユニットハウス等）供給要請書を提出するものとする。

（供給の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、速やかに業務を実施するものとする。

（引渡し等）

第5条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬設置は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬できない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

（報告及び承認）

第6条 乙は、甲から要請を受けた業務を完了したときは、実施状況を書面(様式2号)により甲に報告し、甲の承認を得るものとする。

（費用の負担等）

第7条 物資の供給に要した費用は甲が負担するものとし、負担額は災害時直前における適正な価格を基準に、甲乙協議の上決定するものとする。

(費用の支払い)

第8条 物資の供給に要した費用は、乙が第6条に規定する実施状況について甲の承認を得た後、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は乙から前項に規定する請求があった場合、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての意見交換を行い、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定の日から1年とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも意思表示がないときは1年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 鹿児島県曾於市末吉町二之方1980番地
曾於市長 五位塚 剛

乙 千葉県柏市新十余二5番地
三協フロンテア株式会社
代表取締役社長 長 妻 貴 嗣

協 定 書



【災害時に要配慮者を福祉避難所へ受け入れることに関する協定】



曾 於 市

特別養護老人ホームおおすみ苑

災害時に要配慮者を福祉避難所へ受け入れることに関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、曾於市内で大規模な災害が発生した場合において、曾於市（以下「甲」という。）が、特別養護老人ホームおおすみ苑（以下「乙」という。）に要配慮者を受け入れる福祉避難所を開設することに係る乙への協力要請について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、「要配慮者」とは、曾於市が指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項の避難所をいう。）での避難生活が困難な高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等特別な配慮を必要とする者をいう。

(福祉避難所の開設施設)

第3条 福祉避難所の開設施設は、特別養護老人ホーム（所在地：曾於市大隅町月野1045番地）とする。

(要配慮者の受入れの要請)

第4条 要配慮者の受入れの要請については、甲から乙への福祉避難所の開設要請（以下「開設要請」という。）により行うものとする。

2 開設要請は、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 要配慮者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人である家族等の住所、氏名、連絡先等

(3) 受入期間

3 乙は、開設要請があったときは、速やかに開設施設の受入体制を整え、開設の準備が完了した時点でその旨を甲に連絡するものとする。

4 乙は、要配慮者を介助する者（以下「介助者」という。）を当該要配慮者とともに避難させることができるものとする。

5 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、災害時に支障を来さないよう常に点検し、改善に努めるものとする。

(開設期間)

第5条 福祉避難所の開設期間は、災害の発生の日から7日以内とする。ただし、甲乙協議の上、延長することができる。

(要配慮者の移送等)

第6条 甲は、乙に対し要配慮者の移送等の業務を依頼し、乙は、可能な範囲でこれに協力するよう努めるものとする。

(費用の負担等)

第7条 甲は、福祉避難所の開設に係る経費（前条に規定する業務を行った場合の経費を含む。）について、災害救助法その他関係法令等の定めるところにより算定した所要の実費を負担するものとする。

2 前項に定める費用を除き、通常施設の管理に係る費用は、乙の負担とする。

3 甲は、乙が福祉避難所を適切に運営し、又は通常の業務を支障なく行えるよう、必要な物資の提供並びに介助者及び第5条に規定する期間を経過してもなお避難が必要な要配慮者の受入れ先の確保に努めるものとする。

（協議）

第8条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲及び乙は、定期的に協議を行うものとする。

（個人情報の取扱い）

第9条 乙は、この協定に基づき受け入れた要配慮者の権利、利益等を侵害することがないようにその個人情報を別記「個人情報取扱特記事項」に基づき適切に取り扱うものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了日の前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間更新されたものとみなし、以後同様とする。

（雑則）

第11条 この協定の実施に関して必要な事項は、甲及び乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上各自1通を保有する。

令和5年 2 月 22 日

ニニ方

甲 曾於市末吉町 1980 番地

曾於市

代表者 曾於市長 五位塚 剛



乙 曾於市大隅町月野 1045 番地

特別養護老人ホームおおすみ苑

代表者 施設長 土 橋 義 治



個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この協定による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この協定による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この協定による業務を処理するために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この協定による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、この協定による業務に関して知り得た個人情報を、協定の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾がある場合を除き、この協定による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第7 乙は、この協定による業務を処理するため甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第8 乙は、この協定による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は協定の目的以外に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(実地調査)

第9 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの協定による業務を処理するに当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第10 乙は、この協定による業務を処理するに当たって、個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約の解除)

第11 甲は、乙がこの協定による業務を処理するに当たって、個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、協定を解除することができる。

(損害賠償)

第12 乙は、この協定による業務を処理するに当たって、個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

災害時に要配慮者を福祉避難所へ受け入れることに関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、曾於市内で大規模な災害が発生した場合において、曾於市（以下「甲」という。）が、末吉まごころ園（以下「乙」という。）に要配慮者を受け入れる福祉避難所を開設することに係る乙への協力要請について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、「要配慮者」とは、曾於市が指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項の避難所をいう。）での避難生活が困難な高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等特別な配慮を必要とする者をいう。

(福祉避難所の開設施設)

第3条 福祉避難所の開設施設は、末吉まごころ園（所在地：曾於市末吉町二之方弁財天5380-1）とする。

(要配慮者の受入れの要請)

第4条 要配慮者の受入れの要請については、甲から乙への福祉避難所の開設要請（以下「開設要請」という。）により行うものとする。

2 開設要請は、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 要配慮者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人である家族等の住所、氏名、連絡先等

(3) 受入期間

3 乙は、開設要請があったときは、速やかに開設施設の受入体制を整え、開設の準備が完了した時点でその旨を甲に連絡するものとする。

4 乙は、要配慮者を介助する者（以下「介助者」という。）を当該要配慮者とともに避難させることができるものとする。

5 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、災害時に支障を来さないよう常に点検し、改善に努めるものとする。

(開設期間)

第5条 福祉避難所の開設期間は、災害の発生の日から7日以内とする。ただし、甲乙協議の上、延長することができる。

(要配慮者の移送等)

第6条 甲は、乙に対し要配慮者の移送等の業務を依頼し、乙は、可能な範囲でこれに協力するよう努めるものとする。

(費用の負担等)

第7条 甲は、福祉避難所の開設に係る経費（前条に規定する業務を行った場合の経費を含む。）について、災害救助法その他関係法令等の定めるところにより算定した所要の実費を負担するものとする。

2 前項に定める費用を除き、通常施設の管理に係る費用は、乙の負担とする。

3 甲は、乙が福祉避難所を適切に運営し、又は通常の業務を支障なく行えるよう、必要な物資の提供並びに介助者及び第5条に規定する期間を経過してもなお避難が必要な要配慮者の受入れ先の確保に努めるものとする。

（協議）

第8条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲及び乙は、定期的に協議を行うものとする。

（個人情報の取扱い）

第9条 乙は、この協定に基づき受け入れた要配慮者の権利、利益等を侵害することがないようにその個人情報を別記「個人情報取扱特記事項」に基づき適切に取り扱うものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了日の前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間更新されたものとみなし、以後同様とする。

（雑則）

第11条 この協定の実施に関して必要な事項は、甲及び乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上各自1通を保有する。

令和5年2月22日

ニニ方

甲 曾於市末吉町1980番地
曾於市
代表者 曾於市長 五位塚 剛



乙 曾於市末吉町二之方弁才天5380-1
社会福祉法人松山やっちく会 末吉まごころ園
代表者 理事長 渡辺 紘三



個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この協定による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この協定による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らし
てはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この協定による業務を処理するために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この協定による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、この協定による業務に関して知り得た個人情報を、協定の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾がある場合を除き、この協定による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第7 乙は、この協定による業務を処理するため甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第8 乙は、この協定による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は協定の目的以外に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(実地調査)

第 9 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの協定による業務を処理するに当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第 10 乙は、この協定による業務を処理するに当たって、個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約の解除)

第 11 甲は、乙がこの協定による業務を処理するに当たって、個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、協定を解除することができる。

(損害賠償)

第 12 乙は、この協定による業務を処理するに当たって、個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。



災害時に要配慮者を福祉避難所へ受け入れることに関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、曾於市内で大規模な災害が発生した場合において、曾於市（以下「甲」という。）が、社会福祉法人輪光福祉会 特別養護老人ホーム輪光無量寿園（以下「乙」という。）に要配慮者を受け入れる福祉避難所を開設することに係る乙への協力要請について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、「要配慮者」とは、曾於市が指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項の避難所をいう。）での避難生活が困難な高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等特別な配慮を必要とする者をいう。

(福祉避難所の開設施設)

第3条 福祉避難所の開設施設は、曾於市末吉町岩崎97 1－1とする。

(要配慮者の受入れの要請)

第4条 要配慮者の受入れの要請については、甲から乙への福祉避難所の開設要請（以下「開設要請」という。）により行うものとする。

2 開設要請は、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 要配慮者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人である家族等の住所、氏名、連絡先等

(3) 受入期間

3 乙は、開設要請があったときは、速やかに開設施設の受入体制を整え、開設の準備が完了した時点でその旨を甲に連絡するものとする。

4 乙は、要配慮者を介助する者（以下「介助者」という。）を当該要配慮者とともに避難させることができるものとする。

5 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、災害時に支障を来さないよう常に点検し、改善に努めるものとする。

(開設期間)

第5条 福祉避難所の開設期間は、災害の発生の日から7日以内とする。ただし、甲乙協議の上、延長することができる。

(要配慮者の移送等)

第6条 甲は、乙に対し要配慮者の移送等の業務を依頼し、乙は、可能な範囲でこれに協力するよう努めるものとする。

(費用の負担等)

第7条 甲は、福祉避難所の開設に係る経費（前条に規定する業務を行った場



合の経費を含む。)について、災害救助法その他関係法令等の定めるところにより算定した所要の実費を負担するものとする。

2 前項に定める費用を除き、通常施設の管理に係る費用は、乙の負担とする。

3 甲は、乙が福祉避難所を適切に運営し、又は通常の業務を支障なく行えるよう、必要な物資の提供並びに介助者及び第5条に規定する期間を経過してもなお避難が必要な要配慮者の受入れ先の確保に努めるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲及び乙は、定期的に協議を行うものとする。

(個人情報の取扱い)

第9条 乙は、この協定に基づき受け入れた要配慮者の権利、利益等を侵害することがないようにその個人情報を別記「個人情報取扱特記事項」に基づき適切に取り扱うものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了日の前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間更新されたものとみなし、以後同様とする。

(雑則)

第11条 この協定の実施に関して必要な事項は、甲及び乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上各自1通を保有する。

令和5年 2 月 22 日

甲 曾於市末吉町 1980 番地
曾於市
代表者 曾於市長 五位塚 剛



乙 曾於市末吉町岩崎 971-1
社会福祉法人輪光福祉会
特別養護老人ホーム輪光無量寿園
代表者 理事長 山内大宣



別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この協定による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この協定による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この協定による業務を処理するために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この協定による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、この協定による業務に関して知り得た個人情報を、協定の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾がある場合を除き、この協定による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第7 乙は、この協定による業務を処理するため甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第8 乙は、この協定による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は協定の目的以外に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(実地調査)

第9 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの協定による業務を処理するに当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第10 乙は、この協定による業務を処理するに当たって、個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約の解除)

第11 甲は、乙がこの協定による業務を処理するに当たって、個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、協定を解除することができる。

(損害賠償)

第12 乙は、この協定による業務を処理するに当たって、個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。



災害時に要配慮者を福祉避難所へ受け入れることに関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、曾於市内で大規模な災害が発生した場合において、曾於市（以下「甲」という。）が、地域密着型特別養護老人ホームそら（以下「乙」という。）に要配慮者を受け入れる福祉避難所を開設することに係る乙への協力要請について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、「要配慮者」とは、曾於市が指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項の避難所をいう。）での避難生活が困難な高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等特別な配慮を必要とする者をいう。

(福祉避難所の開設施設)

第3条 福祉避難所の開設施設は、地域密着型特別養護老人ホームそら（所在地：末吉町深川 1705 番地 1）とする。

(要配慮者の受入れの要請)

第4条 要配慮者の受入れの要請については、甲から乙への福祉避難所の開設要請（以下「開設要請」という。）により行うものとする。

2 開設要請は、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 要配慮者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人である家族等の住所、氏名、連絡先等
- (3) 受入期間

3 乙は、開設要請があったときは、速やかに開設施設の受入体制を整え、開設の準備が完了した時点でその旨を甲に連絡するものとする。

4 乙は、要配慮者を介助する者（以下「介助者」という。）を当該要配慮者とともに避難させることができるものとする。

5 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、災害時に支障を来さないよう常に点検し、改善に努めるものとする。

(開設期間)

第5条 福祉避難所の開設期間は、災害の発生の日から7日以内とする。ただし、甲乙協議の上、延長することができる。

(要配慮者の移送等)

第6条 甲は、乙に対し要配慮者の移送等の業務を依頼し、乙は、可能な範囲でこれに協力するよう努めるものとする。

(費用の負担等)

第7条 甲は、福祉避難所の開設に係る経費（前条に規定する業務を行った場合の経費を含む。）について、災害救助法その他関係法令等の定めるところにより算定した所要の実費を負担するものとする。

2 前項に定める費用を除き、通常施設の管理に係る費用は、乙の負担とする。

3 甲は、乙が福祉避難所を適切に運営し、又は通常の業務を支障なく行えるよう、必要な物資の提供並びに介助者及び第5条に規定する期間を経過してもなお避難が必要な要配慮者の受入れ先の確保に努めるものとする。

（協議）

第8条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲及び乙は、定期的に協議を行うものとする。

（個人情報の取扱い）

第9条 乙は、この協定に基づき受け入れた要配慮者の権利、利益等を侵害することがないようにその個人情報を別記「個人情報取扱特記事項」に基づき適切に取り扱うものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了日の前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間更新されたものとみなし、以後同様とする。

（雑則）

第11条 この協定の実施に関して必要な事項は、甲及び乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上各自1通を保有する。

令和5年 2 月 22 日

ニエ方

甲 曾於市末吉町 1980 番地
曾於市
代表者 曾於市長 五位塚 剛



乙 曾於市末吉町深川 1705 番地 1
社会福祉法人めぐみ会
地域密着型特別養護老人ホームそら
代表者 理事長 徳留 晋一



個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この協定による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この協定による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この協定による業務を処理するために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この協定による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、この協定による業務に関して知り得た個人情報を、協定の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾がある場合を除き、この協定による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第7 乙は、この協定による業務を処理するため甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第8 乙は、この協定による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は協定の目的以外に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(実地調査)

第9 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの協定による業務を処理するに当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第10 乙は、この協定による業務を処理するに当たって、個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約の解除)

第11 甲は、乙がこの協定による業務を処理するに当たって、個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、協定を解除することができる。

(損害賠償)

第12 乙は、この協定による業務を処理するに当たって、個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。



災害時に要配慮者を福祉避難所へ受け入れることに関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、曾於市内で大規模な災害が発生した場合において、曾於市（以下「甲」という。）が、社会福祉法人 豊の里（以下「乙」という。）に要配慮者を受け入れる福祉避難所を開設することに係る乙への協力要請について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、「要配慮者」とは、曾於市が指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項の避難所をいう。）での避難生活が困難な高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等特別な配慮を必要とする者をいう。

(福祉避難所の開設施設)

第3条 福祉避難所の開設施設は、特別養護老人ホーム 財部寿豊苑（所在地：曾於市財部町下財部 2061 番地 1）とする。

(要配慮者の受入れの要請)

第4条 要配慮者の受入れの要請については、甲から乙への福祉避難所の開設要請（以下「開設要請」という。）により行うものとする。

2 開設要請は、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 要配慮者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人である家族等の住所、氏名、連絡先等
- (3) 受入期間

3 乙は、開設要請があったときは、速やかに開設施設の受入体制を整え、開設の準備が完了した時点でその旨を甲に連絡するものとする。

4 乙は、要配慮者を介助する者（以下「介助者」という。）を当該要配慮者とともに避難させることができるものとする。

5 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、災害時に支障を来さないよう常に点検し、改善に努めるものとする。

(開設期間)

第5条 福祉避難所の開設期間は、災害の発生の日から7日以内とする。ただし、甲乙協議の上、延長することができる。

(要配慮者の移送等)

第6条 甲は、乙に対し要配慮者の移送等の業務を依頼し、乙は、可能な範囲でこれに協力するよう努めるものとする。

(費用の負担等)



第7条 甲は、福祉避難所の開設に係る経費（前条に規定する業務を行った場合の経費を含む。）について、災害救助法その他関係法令等の定めるところにより算定した所要の実費を負担するものとする。

2 前項に定める費用を除き、通常施設の管理に係る費用は、乙の負担とする。

3 甲は、乙が福祉避難所を適切に運営し、又は通常の業務を支障なく行えるよう、必要な物資の提供並びに介助者及び第5条に規定する期間を経過してもなお避難が必要な要配慮者の受入れ先の確保に努めるものとする。

（協議）

第8条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲及び乙は、定期的に協議を行うものとする。

（個人情報の取扱い）

第9条 乙は、この協定に基づき受け入れた要配慮者の権利、利益等を侵害することがないようにその個人情報を別記「個人情報取扱特記事項」に基づき適切に取り扱うものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了日の前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間更新されたものとみなし、以後同様とする。

（雑則）

第11条 この協定の実施に関して必要な事項は、甲及び乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上各自1通を保有する。

令和5年2月22日

甲 曾於市末吉町二之方 1980 番地
曾於市
代表者 曾於市長 五位塚 剛



乙 都城市栄町 22 号 5 番地 1
社会福祉法人 豊の里
代表者 理事長 清水 由紀子



個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この協定による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この協定による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この協定による業務を処理するために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この協定による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、この協定による業務に関して知り得た個人情報を、協定の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾がある場合を除き、この協定による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第7 乙は、この協定による業務を処理するため甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第8 乙は、この協定による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は協定の目的以外に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。



(実地調査)

第 9 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの協定による業務を処理するに当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第 10 乙は、この協定による業務を処理するに当たって、個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約の解除)

第 11 甲は、乙がこの協定による業務を処理するに当たって、個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、協定を解除することができる。

(損害賠償)

第 12 乙は、この協定による業務を処理するに当たって、個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。



協 定 書



【災害時等における支援物資輸送及び集配拠点施設の運営に関する協定】

曾 於 市

株式会社 佐伯運送

災害時等における支援物資輸送及び集配拠点施設の運営に関する協定書

曾於市（以下「甲」という。）と株式会社佐伯運送（以下「乙」という。）は、曾於市内において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定める災害時又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 2 条第 4 項に定める武力攻撃災害（緊急対策事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における支援物資の避難所等への輸送及び集配拠点施設の運営に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時等に全国各地から送られてくる支援物資（食料、水、日用品、衣類、毛布等をいう。以下同じ。）を、迅速かつ安定的に避難所等に供給し、被災者生活の安定を図ることを目的とする。

（協力業務の内容）

第 2 条 甲は、災害時等に乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について、要請することができる。

- (1) 甲の集配拠点として、乙が所有する倉庫施設及び敷地の貸借
 - (2) 支援物資の受取り、種類・品目毎の数量把握、一時保管など集配拠点施設の運営
 - (3) 甲が指定する場所への支援物資の輸送
 - (4) 支援物資輸送及び集配拠点施設の運営に必要な資機材の貸借
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認める業務
- 2 甲の区域以外の災害時等に対して甲が被災地に支援を行う場合、甲は乙に対し、被災地への支援物資輸送について前項の協力を要請することができる。
- 3 乙は第 1 項による協力要請を受けた場合は、乙は自己の業務に支障がない範囲において協力するものとする。

（要請の方法）

第 3 条 甲が前条の協力が必要であると判断したときは、乙に対し原則として文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請するものとし、その後速やかに甲は乙に対し文書を提出するものとする。

（報告）

第 4 条 乙は甲の協力要請を受けた場合は、甲の求めに応じ乙は甲に対し文書によりその実施状況について経過報告するものとする。なお、緊急を要する場合は、口頭による報告でも差し支えないものとする。

- 2 乙は、協力業務を遂行した場合は、次の事項について文書により甲に報告するものとする。

- (1) 協力従事期間、協力人員、使用車両及び資機材
- (2) 乙が使用した集配拠点の使用期間及び使用スペース
- (3) 協力に要した費用
- (4) その他必要な事項

(費用負担)

第5条 甲は、前条の規定により乙の報告があったときは、甲の要請事項に相違ないことを確認の上、甲の要請に基づき乙が実施した協力業務に要した費用について負担するものとする。

- 2 前項の費用は災害発生前における市場の適正な価格、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく基準等により、甲乙協議して決定するものとする。

(費用の支払)

第6条 前条第1項に規定する費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(事故等)

第7条 乙は、協力業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭による報告でも差し支えないものとし、その後速やかに乙は甲に対して文書を提出するものとする。

(損害の負担)

第8条 協力業務の実施に際し生じた損害の負担は甲乙協議して定める。ただし、乙の責めに帰する理由により生じた損害の負担は、乙が定める約款を基本とし、乙が負うものとする。

(補償)

第9条 本協定に基づいて協力業務に従事した者の責めに帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。

(機密の保持及び情報提供)

第10条 甲及び乙は、本協定に基づく協力業務の実施に伴い知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。このことは、協力業務終了後についても同様とする。また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(平常時の相互協力)

第 11 条 甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるように、平素から相互の連携や情報の共有を図るものとする。

(連絡調整等)

第 12 条 甲及び乙は、本協定を迅速かつ確実に実施するため、それぞれに連絡調整担当者を定めるとともに、平常時より連絡調整を図るものとする。

2 乙は、甲から要請があったときは、可能な範囲内で甲が実施する訓練に参加するものとする。

(協定の効力)

第 13 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日前 30 日までに甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に 1 年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(疑義等の解決)

第 14 条 本協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

令和 5 年 7 月 3 1 日

甲 曾於市末吉町二之方 1980 番地
曾於市長 五位塚 剛



乙 曾於市財部町南俣 2109 番地 1
株式会社 佐伯運送
代表取締役 佐伯 一文



災害時における応急対策に関する協定書

曾於市（以下「甲」という。）と大福コンサルタント株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合、又はその恐れがある場合に乙の社会貢献活動の一環として実施する応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、曾於市における災害時の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な基本事項を定めることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策基本法（第42条）の規定により作成された曾於市地域防災計画に基づき、曾於市災害対策本部及び災害警戒本部が設置された場合
- (2) 停電により商用電源が使えなくなった場合
- (3) その他前号と同程度の災害で乙の協力が必要であると認めた場合

（応急対策業務の内容）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する応急対策業務は、次のとおりとする。

- (1) 乙が今後運営・管理する高松水力発電所に、ポータブル電源を配置し、停電時に甲がそのポータブル電源を使用して避難所等での電力供給を行う。
- (2) その他ポータブル電源の使用に関して甲が必要と認める業務

（協力要請）

第4条 甲は、前条の応急対策業務を実施する必要があると認めるときは、乙に協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、甲に協力するものとする。

（費用の負担）

第5条 第3条に規定する応急対策業務の実施に要する経費は乙が負担するものとする。

(協定の効力)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の日前30日までに甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項、及びこの協定に関して疑義を生じた時は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年8月4日

甲 曾於市長 五位塚 剛



乙 大福コンサルタント株式会社
代表取締役社長 福田 真也



協 定 書

【災害時等における無人航空機の運用に関する協定】

有限会社 内山測量設計

曾 於 市

災害時等における無人航空機の運用に関する協定書

曾於市（以下「甲」という。）と有限会社内山測量設計（以下「乙」という。）とは、災害時等における無人航空機の運用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、曾於市内において自然災害や大規模事故等のほか、市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態が発生した場合等（以下「災害時等」という。）において、甲が乙に対して無人航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第22項に規定する無人航空機をいう。以下同じ。）による協力を要請する際に必要な事項を定めることを目的とする。

（協力業務の内容）

第2条 甲は、災害時等に乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる業務について、要請することができる。

- (1) 無人航空機を活用して、災害時等における現地の被災状況等の確認、情報収集活動並びに被災者の捜索及び救助に関する業務
- (2) 無人航空機を活用して、災害地図作成等の災害支援に関する業務
- (3) 無人航空機を活用して、甲が要請する各種調査事項に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

2 乙は甲から要請を受けた場合は、必要な人員、無人航空機及び資機材等を調達し、協力の要請に可能な範囲で応ずるものとする。

3 乙は第1項による要請を受けて活動するときは、関係法令を遵守するとともに、甲の指示に従うものとする。

（要請の方法）

第3条 甲が前条の協力が必要であると判断したときは、乙に対し原則として文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請するものとし、その後速やかに甲は乙に対し文書を提出するものとする。

（協力業務の実施）

第4条 甲の要請に応じ、活動のため現場に到着した乙の構成員は、前条に定める協力の要請時に甲が指定する指揮者の指示に従い、行動するものとする。

（安全の確保）

第5条 甲は、その要請を受けて協力する乙の構成員に対し、協力の内容に応じ安全の確保に十分配慮するものとする。

(報告等)

第6条 乙は、第2条の規定に基づく協力業務を実施したときは、当該活動の完了後速やかに、その実施した活動内容等を文書により甲に報告するものとする。

2 乙の協力業務により撮影した映像、画像等の成果品の所有権は、前項の規定による報告の際に甲に帰属するものとする。

(著作権の譲渡)

第7条 乙は、甲に対し前条第2項の成果品に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第17条第1項に規定する著作権をいう。）を譲渡するものとする。

2 前項の著作権は、前条第1項の規定による報告の際に乙から甲に移転するものとする。

3 乙は、甲又は甲が指定する第三者に対し、著作者人格権（著作権法第17条第1項に規定する著作者人格権をいう。）を行使しないものとする。

(費用負担)

第8条 第2条の規定に基づく協力業務の実施に要する費用の負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協力業務の責任負担)

第9条 協力業務の実施において発生した事故の一切の責任は乙が負い、乙の責任において誠実に処理しなければならない。

2 乙は収集した情報の正確さに最大限配慮し、その情報の利用については、甲の指揮者が判断を行い、乙は責任を負わない。

(平常時の乙の準備)

第10条 乙は、協力業務の実施を円滑に行うために、活動目的に応じた無人航空機の運用方法等をマニュアルに定めるとともに、平常時から乙の構成員に対し本協定の普及啓発に努め、災害時等における乙の構成員間の緊急連絡体制を整備するものとする。

(訓練の参加)

第11条 乙は、この協定による活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加要請があったときは、可能な範囲で訓練に参加するよう努めるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

(情報共有等)

第13条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するために、定期的に情報共有及び協議を行うものとする。

(協定の効力)

第 14 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日前 30 日までに甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に 1 年間延長するものとし、その後においても同様とする。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 5 年 8 月 2 1 日

甲 曾於市末吉町二之方 1980 番地
曾於市長 五位塚 剛



乙 曾於市末吉町諏訪方 8261 番地 6
有限会社 内山測量設計
代表取締役 内山 裕貴



災害時における 相互連携に関する協定書



令和5年10月



曾 於 市
西日本電信電話株式会社 鹿児島支店

災害時における相互連携に関する協定書

曾於市(以下「甲」という。)と西日本電信電話株式会社(以下「乙」という。)は、台風、風雪、洪水、地震等による災害(以下「災害」という。)が発生した場合に、相互に連携して災害対応にあたることに関し、次のとおり協定を締結する。

(目 的)

第1条 この協定は、曾於市内で災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合、甲及び乙が相互に連携し、迅速かつ的確に対応することにより、通信インフラの早期復旧に資することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この協定の適用範囲は、曾於市内における乙の供給区域とする。

(連携内容)

第3条 甲及び乙が連携する内容は次の各号のとおりとする。

- (1) 甲及び乙は、平時から連絡体制を確立し、災害発生時においては、通信障害情報等必要な情報の共有に努める。
- (2) 甲及び乙は、災害発生時に乙が所有する設備に関連して甲が管理する道路の通行に支障を来たした場合は、甲乙連携して通行の確保にあたり、甲が管理する緊急輸送道路等については、これを優先的に実施する。
- (3) 乙は、早期の通信障害復旧作業のため、甲に対して必要な箇所の道路啓開作業を要請できるものとし、甲は、乙からの道路啓開作業の要請があった場合には、これに協力する。
- (4) 乙は、通信障害復旧作業に必要となる活動拠点の設置について、必要に応じて、甲又は甲を介して関係機関へ協力を要請できるものとし、甲はこれに協力する。
- (5) 甲及び乙は、双方が保有する連絡・通信手段等を利用し、住民に対して通信障害情報及び復旧見通し情報等を適時適切に発信する。
- (6) 甲及び乙は、災害時における道路被害及び通信障害等の発生を未然に防止するため、点検や事前伐採など平時からの対策について相互に協力する。
- (7) 甲及び乙は、この協定に基づく連携を円滑に実施するため、双方が実施する訓練等に積極的に協力する。

(連携方法)

第4条 前条の連携内容の詳細、実施方法、役割分担その他必要となる事項については、甲乙協議の上、別に定める。



(費用負担)

第5条 この協定に基づいて甲又は乙が実施した事項に要した費用のうち、本来甲又は乙が行うべき作業に係る費用について、甲乙協議の上、甲又は乙に対して請求できるものとする。

(秘密保持)

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た業務遂行に関する秘密情報及び第三者の個人情報等を他人に開示し、又は漏えいしてはならない。

(安全管理)

第7条 この協定に基づく業務の実施にあたっては、甲乙それぞれの責任において、安全の確保に万全を期するものとする。

(期間)

第8条 この協定は、令和6年3月31日までの間効力を有する。ただし、期間満了日までに甲又は乙から特段の申し出がない場合は、効力を有する期間を期間満了の日の翌日から1年間延長することとし、以降も同様とする。

(他の協定との関係)

第9条 この協定は、災害時における連携に関し、甲及び乙が他の団体と別途締結している協定等(この協定の締結日以降に締結するものを含む。)を妨げるものではない。

(協議)

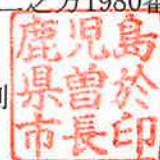
第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に生じた疑義等については、甲乙協議の上、別に定める。

この協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年10月20日

甲 鹿児島県曾於市末吉町二之方1980番

曾於市長 五位塚 剛



乙 鹿児島県鹿児島市松原町4-26

西日本電信電話株式会社
鹿児島支店長 井原 浩二



曾於市と日本生命保険相互会社との包括連携に関する協定書

曾於市（以下「甲」という。）と日本生命保険相互会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携を強化し、健康づくりや暮らしの安心安全、地域活性化の取組等を推進するため、次のとおり、包括連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互の連携を強化し、健康づくりや暮らしの安心安全、地域活性化の取組等を推進することを目的とする。

（連携及び協力する事項）

第2条 甲と乙は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について連携及び協力するものとする。

- (1) 健康増進・疾病予防に関する事
- (2) 地域や暮らしの安全・安心に関する事
- (3) 児童・生徒の健全育成に関する事
- (4) 文化・スポーツ推進に関する事
- (5) 地域活性化及び市民生活の向上に関する事
- (6) その他、甲と乙が協議して連携が必要と認める事

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和10年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の3か月前までに、甲又は乙から特段の申し入れがない場合は、有効期間満了の日の翌日から更に1年間有効とするものとし、その後においても同様とする。

（守秘義務）

第4条 甲と乙は、本協定に基づく活動において、相手方から秘密指定されて開示を受けた情報について、相手方の事前の承諾なく第三者に開示・漏洩し又は本協定の目的以外の目的をもって利用してはならない。

2 甲と乙は、本協定が前条に定める有効期間の満了等により効力を失った後も、前項の秘密保持の義務を負うものとする。

(疑義の処理)

第5条 本協定に定める事項について疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項について必要がある場合は、甲と乙でその都度協議の上、書面をもって変更するものとする。

(協定内容の変更)

第6条 本協定の内容は、甲と乙の合意に基づいて変更することができるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年1月25日

甲 鹿児島県曾於市末吉町二之方1980番地

曾於市長

五位塚 剛



乙 鹿児島県鹿児島市中央町18-1
南国センタービル8F

日本生命保険相互会社鹿児島支社
支社長

林 亮



曾於市と住友生命保険相互会社との包括連携に関する協定書

曾於市（以下「甲」という。）と住友生命保険相互会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携を強化し、健康づくりや暮らしの安心安全、地域活性化の取組等を推進するため、次のとおり、包括連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互の連携を強化し、健康づくりや暮らしの安心安全、地域活性化の取組等を推進することを目的とする。

（連携及び協力する事項）

第2条 甲と乙は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について連携及び協力するものとする。

- (1) 健康増進・疾病予防に関すること
- (2) 地域や暮らしの安全・安心に関すること
- (3) 児童・生徒の健全育成に関すること
- (4) 文化・スポーツ推進に関すること
- (5) 地域活性化及び市民生活の向上に関すること
- (6) その他、甲と乙が協議して連携が必要と認めること

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和10年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の3か月前までに、甲又は乙から特段の申し入れがない場合は、有効期間満了の日の翌日から更に1年間有効とするものとし、その後においても同様とする。

（守秘義務）

第4条 甲と乙は、本協定に基づく活動において、相手方から秘密指定されて開示を受けた情報について、相手方の事前の承諾なく第三者に開示・漏洩し又は本協定の目的以外の目的をもって利用してはならない。

2 甲と乙は、本協定が前条に定める有効期間の満了等により効力を失った後も、前項の秘密保持の義務を負うものとする。

(疑義の処理)

第5条 本協定に定める事項について疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項について必要がある場合は、甲と乙でその都度協議の上、書面をもって変更するものとする。

(協定内容の変更)

第6条 本協定の内容は、甲と乙の合意に基づいて変更することができるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年1月26日

甲 鹿児島県曾於市末吉町二之方1980番地

曾於市長

五辻 剛



乙 鹿児島県鹿児島市山之口町3番31号
住友生命鹿児島ビル5F

住友生命保険相互会社鹿児島支社
支社長

木和田 博司



災害時における仮設トイレ等の提供に関する協定書

曾於市（以下「甲」という。）と大隅衛生企業株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における仮設トイレ等の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震及び風水害その他の災害が発生し、または発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に対して仮設トイレ等の提供を要請すること及びその手続き等について必要な事項を定めることにより、災害時における住民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、「災害」とは災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害をいう。

（内容）

第3条 甲は災害時において、乙に対し仮設トイレ、その他のレンタル機材（以下「仮設トイレ等」という。）の提供を要請することができ、乙はこの要請に対し可能な限り協力するものとする。

（協力体制）

第4条 甲と乙は、あらかじめこの協定に基づく協力内容について協議し、協力体制を明らかにしておくものとする。

2 乙は、災害時において、円滑に協力することができるよう、平常時から情報交換を行い災害時に備えるものとする。

（連絡担当者）

第5条 甲と乙は、この協定に関する連絡担当者を定め、それぞれ相手方に通知する。連絡担当者を変更したときも、同様とする。

（協力要請）

第6条 甲は、災害時において、仮設トイレ等を設置する必要があるときは、次にあげる事項を明らかにして、乙に対して仮設トイレ等を提供するよう要請できるものとする。

（1）要請する理由

（2）必要とする物品及び数量

（3）必要とする期間

（4）設置場所及び使用方法

（5）引渡場所

（6）その他甲が必要と認める事項

2 前項の提供を要請するときは、乙に対し、提供要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請し、その後速やかに要請した内容を記載した提供要請書を乙に交付するものとする。

（協力の実施）

第7条 乙は、前条に規定する要請を受けたときは、要請内容に応じて速やかに仮設トイレ等を調達可能な範囲において提供するものとする。

- 2 乙は仮設トイレ等を原則として甲が定める場所に運搬・設置し、甲の確認を受けて引渡すものとする。
- 3 乙は、仮設トイレ等の提供後速やかに、甲に対して、提供した物品名、数量その他必要な事項を記載した提供報告書（様式第2号）を提出し、甲の承認を得るものとする。

（費用の負担等）

第8条 第6条に規定する要請に基づき、乙が実施した仮設トイレ等の提供に要した費用については、甲が負担するものとする。

- 2 甲が負担する費用は、災害発生時の直前（平常時）における賃料水準等を基準として甲乙協議の上、決定するものとする。
- 3 甲が仮設トイレ等の提供を受けた後、支払いの時期を甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも意思表示がないときは、さらに1年間期間を延長するものとし、以降も同様とする。

（解除）

第10条 この協定解除する場合は、甲乙のいずれか一方が解除日の1か月前までに書面により相手方に通知するものとする。

- 2 甲は、乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき、若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものであると認められるときは、この協定を解除することができる。

（協議事項）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年3月6日

甲 鹿児島県曾於市末吉町二之方1980番地

曾於市長

五位塚 剛



乙 鹿児島県志布志市有明町伊崎田5686番地1

大隅衛生企業株式会社
代表取締役社長

梅井 敬志



災害時における仮設トイレ等の提供に関する協定書

曾於市（以下「甲」という。）と株式会社ニシケン（以下「乙」という。）とは、災害時における仮設トイレ等の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震及び風水害その他の災害が発生し、または発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に対して仮設トイレ等の提供を要請すること及びその手続き等について必要な事項を定めることにより、災害時における住民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、「災害」とは災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害をいう。

（内容）

第3条 甲は災害時において、乙に対し仮設トイレ、その他のレンタル機材（以下「仮設トイレ等」という。）の提供を要請することができ、乙はこの要請に対し可能な限り協力するものとする。

（協力体制）

第4条 甲と乙は、あらかじめこの協定に基づく協力内容について協議し、協力体制を明らかにしておくものとする。
2 乙は、災害時において、円滑に協力することができるよう、平常時から情報交換を行い災害時に備えるものとする。

（連絡担当者）

第5条 甲と乙は、この協定に関する連絡担当者を定め、それぞれ相手方に通知する。連絡担当者を変更したときも、同様とする。

（協力要請）

第6条 甲は、災害時において、仮設トイレ等を設置する必要があるときは、次にあげる事項を明らかにして、乙に対して仮設トイレ等を提供するよう要請できるものとする。

（1）要請する理由

（2）必要とする物品及び数量

（3）必要とする期間

（4）設置場所及び使用方法

（5）引渡場所

（6）その他甲が必要と認める事項

2 前項の提供を要請するときは、乙に対し、提供要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請し、その後速やかに要請した内容を記載した提供要請書を乙に交付するものとする。

（協力の実施）

第7条 乙は、前条に規定する要請を受けたときは、要請内容に応じて速やかに仮設トイレ等を調達可能な範囲において提供するものとする。

- 2 乙は仮設トイレ等を原則として甲が定める場所に運搬・設置し、甲の確認を受けて引渡すものとする。
- 3 乙は、仮設トイレ等の提供後速やかに、甲に対して、提供した物品名、数量その他必要な事項を記載した提供報告書（様式第2号）を提出し、甲の承認を得るものとする。

（費用の負担等）

第8条 第6条に規定する要請に基づき、乙が実施した仮設トイレ等の提供に要した費用については、甲が負担するものとする。

- 2 甲が負担する費用は、災害発生時の直前（平常時）における賃料水準等を基準として甲乙協議の上、決定するものとする。
- 3 甲が仮設トイレ等の提供を受けた後、支払いの時期を甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも意思表示がないときは、さらに1年間期間を延長するものとし、以降も同様とする。

（解除）

第10条 この協定解除する場合は、甲乙のいずれか一方が解除日の1か月前までに書面により相手方に通知するものとする。

- 2 甲は、乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき、若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものであると認められるときは、この協定を解除することができる。

（協議事項）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年3月6日

甲 鹿児島県曾於市末吉町二之方1980番地

曾於市長

五位塚 剛



乙 福岡県久留米市宮ノ陣町若松1番地の9

株式会社ニシケン
代表取締役社長

田中 誠一



曾於市と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書

曾於市（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり、包括連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互の連携を強化し、暮らしの安心安全や地域活性化の取組等を推進することを目的とする。

なお、乙においては、別表に定める郵便局が本協定を実施する。

（連携及び協力する事項）

第2条 甲と乙は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について、関係法令等に反しない範囲で、かつ、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。

- （1）安心・安全な暮らしの実現に関すること
- （2）地域活性化に関すること
- （3）未来を担う子どもの育成に関すること
- （4）その他、甲と乙が協議して連携が必要と認めること

（免責）

第3条 乙は、連携事項について協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和10年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の3か月前までに、甲又は乙から特段の申し入れがない場合は、有効期間満了の日の翌日から更に1年間有効とするものとし、その後においても同様とする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、連携事項の具体化の検討及び協力内容の実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承諾を得ずに第三者に開示又は漏洩してはならない。

- 2 甲及び乙は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持義務を負うものとする。

(協議)

第6条 本協定に定める事項について疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項について必要がある場合は、甲と乙でその都度協議の上、書面をもって変更するものとする。

(協定内容の変更)、

第7条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年3月11日

甲 鹿児島県曾於市末吉町二之方1980番地

曾於市長

五位塚 剛



乙 鹿児島県曾於市大隅町月野7088番地

日本郵便株式会社

曾於市内郵便局代表

月野郵便局長

石本 真吾



別表

郵便局名	所在地
末吉郵便局	曾於市末吉町本町 1 丁目 7 番地 2
岩川郵便局	曾於市大隅町岩川 5 6 2 8 番地 7
通山郵便局	曾於市末吉町深川 9 6 9 0 番地
財部郵便局	曾於市財部町南俣 1 7 0 番地 1
月野郵便局	曾於市大住町月野 7 0 8 8 番地
南之郷郵便局	曾於市末吉町南之郷 4 6 2 5 番地 1
坂元郵便局	曾於市大隅町坂元 4 7 0 番地
岩崎郵便局	曾於市末吉町岩崎 6 7 5 5 番地 2
南財部郵便局	曾於市財部町南俣 5 0 8 5 番地 5
柳迫郵便局	曾於市末吉町深川 2 5 1 5 番地 1 2
笠木郵便局	曾於市大隅町中之内 4 8 7 2 番地 4
伊屋松郵便局	曾於市大隅町月野 8 6 9 9 番地 6

緊急事態発生時における廃棄物処理に関する協定書

曾於市（以下「甲」という。）と三光株式会社（以下「乙」という。）は、新型コロナウイルス等の感染症の拡大や地震等の災害（以下「緊急事態」という。）が発生した場合における廃棄物の処理等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第1条 この協定は、緊急事態が発生し、これに起因して甲が管理する廃棄物を取扱う処理場の全部または一部が事実上停止若しくは停止するおそれへと至った場合、甲が管理する廃棄物を取扱う処理場が処理能力を超えるおそれが生じた場合、その他これらに類する事由により、甲による処理が著しく困難となった一般廃棄物（以下「緊急事態起因廃棄物」という）の処理等に関し、甲が乙に協力を要請するに当たっての必要な事項を定めるものとする。

（定義）
第2条 この協定において、甲が乙に対し処理を要請する緊急事態起因廃棄物は、下記のとおりとする。

発生場所	緊急事態起因廃棄物の種類
甲の管轄する行政区域	曾於市クリーンセンターに搬入可能な一般廃棄物

（協力要請）
第3条 甲は、次の各号に掲げる業務（以下「本件業務」という）について、乙に対し協力を要請するものとする。
（1） 緊急事態起因廃棄物の処理
（2） 前号に伴う必要な業務
2 甲は、乙に対し前項の要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を文書で通知するものとする。ただし、文書により難しい場合には、口頭で通知し、後に速やかに文書で通知するものとする。
（1） 協力内容
（2） その他必要な事項

（緊急事態起因廃棄物の処理等の実施）
第4条 乙は、甲から前条第1項の要請を受けたときは、甲の指示に従って、緊急事態起因廃棄物の処理等に状況が許す限り協力するものとする。
2 乙は、緊急事態起因廃棄物の処理等を下記の施設にて行うものとする。

名称	所在地	処分方法
三光㈱潮見工場	鳥取県境港市潮見町1番地	焼却
三光㈱江島工場	島根県松江市八束町江島1128-105	破碎・選別・圧縮固化・焼却
三光㈱昭和工場	鳥取県境港市昭和町5番地11	破碎

（情報の提供）
第5条 甲は、緊急事態が発生した場合は、円滑に乙の協力が得られるように、緊急事態の内容等を適宜乙に提供するものとする。
2 甲は、緊急事態起因廃棄物の適正処理に必要な情報を、遅滞なく乙に提供するものとする。

（実施報告）
第6条 乙は緊急事態起因廃棄物の処理等を実施したときは、甲に対し、文書により次に掲げる事項を報告するものとする。
（1） 緊急事態起因廃棄物の処理等を実施した場所
（2） 緊急事態起因廃棄物の処理等の内容及び期間
（3） その他必要な事項

（費用の負担）
第7条 乙が第3条に規定する要請に基づき実施した緊急事態起因廃棄物の処理等の費用については、甲及び乙の間で協議の上決定するものとする。

（損失補償）
第8条 乙が第3条に規定する要請に基づき実施した緊急事態起因廃棄物の処理等により従事した者が負傷し、又は感染症にかかり、障がいを受け、又は死亡した場合の損失補償については、甲及び乙の間で協議するものとする。

（連絡窓口）
第9条 甲及び乙の、この協定に関する連絡窓口は、以下のとおりとする。

名称	担当部署	連絡先
曾於市役所	市民環境課	0986-76-8805
三光株式会社	本社（代表）	0859-44-5367

（有効期間）
第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも意思表示がないときは、さらに1年間期間を延長するものとし、以降も同様とする。

（解除）
第11条 この協定解除する場合は、甲乙のいずれか一方が解除日の1か月前までに書面により相手方に通知するものとする。
2 甲は、乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき、若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものであると認められるときは、この協定を解除することができる。

（協議事項）
第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年2月1日

甲 鹿児島県曾於市末吉町二之方1980番地
曾於市長 五位塚 剛



乙 鳥取県境港市昭和町5番地17
三光株式会社 代表取締役社長 三輪 昌輝



災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥等の収集運搬に関する協定書

曾於市（以下「甲」という。）と鹿児島県環境整備事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害発生時におけるし尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿等」という。）の収集運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害に伴い曾於市内で発生するし尿等の収集運搬に関して、甲が乙に協力を要請する場合に必要な事項を定め、災害時において迅速かつ円滑に市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「し尿等」とは、災害時に発生したし尿、浄化槽汚泥（避難所等に設置された仮設トイレ及び浄化槽設備から排出されるものを含む。）で、曾於市が生活環境保全上特に処理が必要と判断したものをいう。

（協力要請の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する業務は次のとおりとし、甲が実施するし尿等の収集運搬に可能な限り協力するものとする。

- (1) 災害時におけるし尿等の収集運搬に必要な車両の提供及び人員の確保
- (2) 資機材の提供
- (3) 派遣及びその他し尿等の収集運搬に関する必要な措置
- (4) 甲が指定する処理施設への運搬
- (5) 前各号に伴う必要な業務

（協力要請の手続）

第4条 甲は、第3条に定める業務について協力を要請するときは、別紙様式第1号により乙に要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭での要請とし、後日速やかに要請書を乙に提出するものとする。

（災害時の情報提供）

第5条 甲及び乙は、管内の被災及び復旧状況をはじめ、し尿等の運搬に係る共有すべき有用な情報があるときは、遅延なく相互に情報を共有するよう努めるものとし、業務の内容、規模及び方法等を協議するものとする。

（実施報告）

第6条 乙は、前条の規定による要請に基づき業務を実施したときは、別紙様式第2号により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第7条 この協定に基づく業務に要した費用は、甲が負担するものとし、その額は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

（平常時の対応）

第8条 甲及び乙は、災害の発生を想定した業務内容を事前に協議し、災害発生時の準備に努めるものとする。

（連絡窓口）

第9条 この協定に伴う事務は、甲においては曾於市市民福祉対策部環境対策班（市民環境課）、乙においては鹿児島県環境整備事業協同組合事務局を窓口とする。

2 甲の組織に変更があった場合は、曾於市市民福祉対策部環境対策班に代わり前項の事務を行う組織を充てるものとする。

（協議）

第10条 災害補償をはじめ、この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（協定の効力）

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、双方各1通を保有するものとする。

令和7年 6 月 24日

甲 鹿児島県曾於市末吉町二之方 1980 番地
曾於市長

五位塚岡



乙 鹿児島県鹿児島市宇宿2丁目9-9
鹿児島県環境整備事業協同組合
理事長

宮地光弘



災害時等における無人航空機を活用した支援活動に関する協定書

曾於市（以下「甲」という。）と株式会社スカイウォーカー（以下「乙」という。）は、災害時等における無人航空機（以下「ドローン」という。）を活用した支援活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等におけるドローンを活用した支援活動の実施に関し、甲が乙に対して協力を求める際に必要な基本的事項を定め、もって災害情報の迅速な収集及び被災者救助の支援等を実施し、ドローンの安全で効果的な活用の促進に資することを目的とする。

（協力要請の手続）

第2条 甲は、災害時において、次条に掲げる内容の協力を得る必要があると認めるときは、乙に対し要請書（様式第1号）により協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請するものとし、後日速やかに当該要請書を提出するものとする。

（協力要請の内容）

- 第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する業務は次のとおりとする。
- （1）甲が指定する地点におけるドローンを活用した情報の収集、被災者の搜索
 - （2）甲が指定する地点へのドローンを活用した物資輸送
 - （3）災害現場又は災害発生のおそれがある現場の状況確認及び撮影
 - （4）前各号に掲げるもののほか、甲が要請する活動

（業務報告）

第4条 乙は、協力業務を実施したときは、当該業務の完了後、速やかにその実施内容等を報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（費用負担）

- 第5条 乙は、第3条の規定に基づき要した費用は、甲に請求できるものとする。
- 2 費用の算出方法は、甲乙協議のうえ決定するものとする。
 - 3 甲は、第1項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかにその費用を乙に支払うものとする。

（補償）

第6条 この協定に基づき実施した協力業務及び訓練に伴って生じた損害の補償（第三者に対する損害を含む。）は、乙の責任において補償するものとする。

（権利の帰属等）

第7条 協力業務により撮影した映像・画像等については、甲に帰属するものとする。

2 乙は、協力業務により撮影した映像・画像等を、甲の許可なく外に公表、貸与又は使用してはならない。

（秘密の保持）

第8条 乙は、協力業務により知り得た情報を、甲の許可なく他に漏らしてはならない。

（防災訓練への参加）

第9条 乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲から要請があった場合は、必要な協力を行うものとする。

（連絡担当者）

第10条 甲及び乙は、あらかじめ災害時等における連絡担当者を定め、毎年度、連絡担当者の連絡先を交換するものとする。

また、乙は第5条の費用負担について協議する際の参考として、単価設定等、金額内訳が明記された資料を併せて提出するものとする。

災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

（協定の効力）

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を称するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれが記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年9月24日

甲 鹿児島県曾於市末吉町二之方 1980 番地
曾於市長 竹田 正博



乙 宮崎県都城市平塚町 2980 番地 2
株式会社スカイウォーカー
代表取締役 大工 龍也



災害時におけるレンタル機材等の供給協力に関する協定書

鹿児島県曾於市(以下「甲」という。)と株式会社アクティオ(以下「乙」という。)とは、曾於市内において地震、風水害等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)におけるレンタル機材(以下「機材」という。)等の供給に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時に甲と乙とが相互に協力して機材等の安定供給を行うことにより、市民生活の安定を図ることを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において機材等を必要とするときは、乙に対して乙の当該機材の供給について協力を要請することができる。

(協力の実施)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、機材等の優先供給及び運搬に対する協力を行うよう積極的に努めるものとする。

(機材の範囲)

第4条 甲は、災害時において機材等を必要とするときは、乙に対し、乙の保有する重機、仮設トイレ、発電機、その他機材等の優先的な提供を要請するものとする。

(要請手続)

第5条 第2条の要請は、災害時におけるレンタル機材等の供給協力に関する要請書(別記様式1号。以下「要請書」という。)をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

(機材の引渡及び運搬)

第6条 第2条の要請に基づく機材の提供は、甲の指定する場所で引き渡すものとする。
その際、甲は当該引渡場所に職員又は甲が指定する者を派遣し、当該機材等を確認する。
2 甲は、乙が保有機材を運搬する際には、運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用負担)

第7条 乙の機材等の供給及び運搬の前(緊急を要する場合にあっては、機材の供給及び運搬終了後)に災害発生直前における月額又は日額単価等を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(実績報告、請求及び支払)

第8条 乙は、甲の要請を受けて実施した支援協力について、業務完了後、災害時におけるレンタル機材等の供給協力に関する実績報告書(別記様式2号。以下「実績報告書」という。)を甲の求めに応じて作成し、甲に提出することにより報告するとともに、乙は費用を甲に請求するものとする。

2 乙は、前条の価格による機材の代金を明細書及び納品書を添えて甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の規定による乙からの代金の請求があったときは、その内容を確認し、請求を受理した日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。ただし代金の支払に予算上の措置を必要とする場合はこの限りではない。

(報告)

第9条 甲乙は、この協定に係る担当者及び連絡先を協定締結後、速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(その他必要な支援)

第10条 この協定に定める事項のほか、機材等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結日の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証とするため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和8年1月22日

甲 鹿児島県曾於市末吉町二之方1980番地

曾於市長

竹田 正博



乙 福岡県福岡市博多区上呉服町1-8

株式会社アクティオ

上席執行役員九州支社長

中島 英敏



災害時における被災者等の移動手段の確保に関する協定書

鹿児島県曾於市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本カーシェアリング協会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）時における被災者等（被災者、被災地で活動するボランティア団体及び災害ボランティアセンターをいう。以下同じ。）の移動手段の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合における市内の被災者等の円滑な移動手段の確保に関し、甲及び乙の役割分担の明確化を図り、被災者等に対する支援体制を構築することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、被災者等の移動手段の確保の必要が生じたと認められる場合、乙に対し協力を要請するものとする。

（役割等）

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、甲と連携の上、市内の被災者等に対する自動車の無償貸与事業を可能な範囲で実施するものとする。
2 甲は、第1項の無償貸与事業の実施場所の確保に努めるものとする。
3 甲及び乙は、第1項の無償貸与事業についての甲市民への周知に努めるものとする。
4 甲及び乙は、災害が発生していない平時においても第1条の目的に資する備えをお互い可能な範囲で連携し努めるものとする。

（費用負担）

第4条 第2条の要請に基づき乙が実施した事業に要する費用は、乙が負担する。ただし、被害が甚大かつ貸与事業が長期に及び場合、又は災害救助法が適用された場合は、必要に応じて、甲が負担する。
2 前項の費用は、災害発生時における当該地域における通常の実費用を基準とし、甲及び乙が協議して決めるものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、この協定を締結した相手方（以下「相手方」という。）から提供を受けた情報（文書、電磁的記録その他情報の形態を問わず、その複製物及び提供された情報を基に作成された資料を含む。以下同じ。）を第1条の目的のために限り使用するものとし、その他の目的への使用及び第三者に開示してはならない。ただし、甲乙協議の上、双方が合意した場合については、この限りでない。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、当該期間が満了する日の1か月前までに甲及び乙から書面による申出がない場合は、有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後の有効期間についても同様とする。

（協定内容の変更）

第7条 甲及び乙のいずれかがこの協定の変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲及

び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年2月2日

甲 鹿児島県曾於市末吉町二之方1980番地
鹿児島県曾於市長

竹田 正博

乙 宮城県石巻市駅前北通り一丁目5番23号

一般社団法人日本カーシェアリング協会
代表理事

吉澤武彦